

LIBRA

合併号
2022年 1・2月号

〈特集〉

いまだから知っておきたい,
2020年改正個人情報保護法
— 2022年4月1日全面施行 —

〈インタビュー〉

元最高裁判所判事 木澤 克之_{会員}

〈新連載〉

_{いま}
パブリック事務所の現在



東京弁護士会



長野県にある野沢温泉スキー場の毛無山山頂付近で撮った写真です。当日の天気は快晴で、絶好のスキー日和。時折吹く風が樹木に着いた雪を舞い散らせ、陽の光に照らされて輝いていました。2021 年もコロナ禍が続きましたが、また楽しくスキーに行ける日が来ることを願っています。

会員 井上 壮太郎 (63期)

LIBRA

東京弁護士会

CONTENTS

2022年1・2月合併号

新年のご挨拶

02 ミネルヴァの梟は多様性を求める 会長 矢吹公敏

特集

04 いまだから知っておきたい、
2020年改正個人情報保護法—2022年4月1日全面施行—

総論：弁護士にとって他人事ではなくなった個人情報保護法	清水 勉
各論1：保護の対象となる情報	出口かおり
各論2：強化された本人の権利	伊藤麗緒
各論3：個人情報取扱事業者の新たな義務	清水 勉
各論4：新たな利用形態	水町雅子
各論5：越境移転（国外への個人データの提供）等	水町雅子

インタビュー

18 元最高裁判所判事 木澤克之 会員

ニュース&トピックス

24 ・東京都不動産鑑定士協会との共催シンポジウムについての報告
・第36回 東京弁護士会人権賞 受賞者決定

新連載

32 パブリック事務所の現在
第1回 司法アクセスをすべての人に—東京パブリック前編— 谷口太規

連載等

26 常議員会報告（2021年度 第7回）

28 理事者室から：理事者としての日常 中井陽子

29 常議員会議長席から：コロナ禍2年目の常議員会の状況 小林七郎
コロナ禍時代の常議員会の光景 河井匡秀

30 東京三弁護士会 地方裁判所委員会・家庭裁判所委員会バックアップ協議会 活動報告
東京地方裁判所委員会報告「裁判員選任手続」について 市川 充

34 東弁ネット研修の新サービス「研修ツリー」のご案内 前田哲兵

36 経営者弁護士に聞く 法律事務所におけるワークライフバランス
第3回 社会保険制度上の仕組みを通じて
ワークライフバランスを支援している事務所 小林香織

37 新型コロナウイルスのもとで Part2～こんな工夫・取り組みをしてきました（会務編）～
vol.5 オンライン交流会 松木 裕

38 人権問題最前線：第6回 ハンセン病問題が弁護士に問いかけること 赤沼康弘

39 東弁今昔物語～150周年を目指して～
第3回 代言人制度の創設（江藤新平の登場） 井上壮太郎

40 多摩支部ってどんなところ？：第2回 多摩はよいとこ一度はおいで 中嶋靖史

42 わたしの修習時代：25周年に思う 49期 石田恵美

43 73期リレーエッセイ
私が『弁護士として』取り組むべき社会問題・人権課題 沼田英久

44 心に残る映画：『コロンバス』 波床有希子

45 コーヒーブレイク：アメフトと弁護士業務 宮澤真志

52 会長声明

52 インフォメーション



新年のご挨拶

ミネルヴァの梟は 多様性を求める



東京弁護士会 会長 矢吹 公敏

皆様、新年あけましておめでとうございます。

本年度も、昨年度に引き続きわが国を含む世界が新型コロナウイルス禍の対応をしながら会務を行っています。弁護士会の活動も変容しました。総会や会員集会の会場の感染予防対策が実施され、委員会など多くの会議がウェブ会議で行われました。昨年度、最初の緊急事態宣言が出た頃には、会館の窓口業務の休止・縮小を余儀なくされ、市民の方々の弁護士会へのアクセスが制限された状況も続きました。会員の業務にも多大な影響が生じたと思います。依頼件数や法律相談件数の減少など業務への影響、ウェブ会議への対応や事務所の感染予防対策など、これまで経験したことのない状況が続いたのではないのでしょうか。その状況はワクチン接種が進み感染者数も急減した現在においても変わりがなく、今も会員の皆様に感染予防対策をとっていただきながら会務を運営しています。

哲学者のヘーゲルが「ミネルヴァの梟は黄昏に羽ばたく」と述べています。ミネルヴァはローマ神話における英知や知恵の女神であると言われています。ヘーゲルの言葉は、全てを認識した後に知恵の象徴である梟が飛び立つのだとも言われていますが、私は夕暮れのこれから闇夜になるときに解を求めてミネルヴァが梟を

NEWYEAR 2022

飛ばすのだと解釈しています。

今まで想定していなかった様々なことが起きる時代にあって、東京弁護士会がどのような道を歩むのか岐路にあるのではないかと思います。その解を求めて本年度の理事者も一歩一歩手探りをしながら前進している状態です。

その中でも先に述べたウィズコロナの状況でいかに会務を継続し、会員へのサービスや市民の司法アクセスを継続するかが第一の課題です。次に財政改革です。全会員の会費2000円減額を達成するため、現在誠心誠意努力しております。第3に、東京弁護士会の多様性を生かすことです。東京弁護士会の会員数も9000人近くとなり、若手、中堅、シニアのように年代の異なる会員、ジェンダーを異にする会員（トランスジェンダーの方を含む）、LGBTQと言われる会員や、地域司法を担っている会員がおられます。また、組織内の弁護士になっている会員は会員数の約1割に上っています。このような会員の多様性を受容して、それぞれの会員に寄り添う東京弁護士会である必要があります。

当会では、2019年4月から、全国の弁護士会で初めて、同性パートナーをもつ職員について、慶弔休暇、育児休暇、介護休暇等の休暇

制度や扶養家族手当、住宅手当、慶弔金等の各種手当に関する規定が適用されるようにし、新聞等各メディアで報道されました。2020年1月から、同性パートナーをもつ会員について、異性パートナーの場合と同様、会費免除・会務活動の免除・弔慰金・災害補償等の福利厚生を受けることができるように規則改正等を行いました。また、毎月2回、市民向けに「セクシュアル・マイノリティ無料電話相談」を行っています。こうした活動が評価され、東京弁護士会は、職場における性的少数者への取り組みの評価指標である「PRIDE指標」において、2019年から3年連続で最高評価の「ゴールド」を受賞し、「レインボー」認定も本年度初めて受賞することができました。

そのような視点に立って、本年度の理事者は年度の初めに本年度の会務執行方針を会員の皆様にお示ししました。具体的な内容はその中に記載されていますが、私見に基づいて言うのも憚れますが、その内8割以上は実施してきたのではないかと考えています。残り3ヶ月、その実現に向けて努力をしたいと思いますし、もしそれが実現しない場合には次年度に引き継いでいきます。

私共の任期の最後までご支援、ご鞭撻のほどよろしくお願いいたします。

いまだから知っておきたい、 2020年改正個人情報保護法

― 2022年4月1日全面施行 ―

近年、デジタル社会と言われる中、個人情報に関する取り扱いは複雑化し、個人情報保護法に即した対応が必要とされる場面は多くなるとともに、個人情報保護法の重要な改正が相次いでいます。

2022年4月1日、個人情報保護法のうち、①「いわゆる3年ごと見直し」にかかる2020年（令和2年）改正法が全面施行され、②デジタル社会の形成に関する施策を実施するための2021年（令和3年）改正法の一部も施行されることとなりました。

本特集では、まずは2020年（令和2年）改正を中心に、基本的な事項の理解を深めるための一助とするものとして、当該分野に精通している会員を含む皆様に執筆いただきました。弁護士として知っておくべき重要な内容であり、有益に活用いただけたら幸いです。

LIBRA 編集会議 佐藤 顕子

CONTENTS

総論：弁護士にとって他人事ではなくなった個人情報保護法	4頁
各論1：保護の対象となる情報	7頁
各論2：強化された本人の権利	9頁
各論3：個人情報取扱事業者の新たな義務	12頁
各論4：新たな利用形態	14頁
各論5：越境移転（国外への個人データの提供）等	17頁

【凡例（2021年12月10日時点）】

- *本稿は、2022年4月1日施行予定の条番号によるものとします（2020年改正法の条番号とは一部異なるためご注意ください）。最新の情報を随時ご確認ください。
- *2020年改正により変更される個人情報保護法の条番号を「旧法」、2022年4月1日施行予定の改正（2020年改正及び2021年の一部改正）による同法の条番号（変更を生じない条項を含む）を「法」と略して用いることとします。
- *「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（通則編）」は、「平成28年11月（令和3年10月一部改正）版」を指します。

総論

弁護士にとって他人事ではなくなった個人情報保護法

人権擁護委員会委員
情報問題部会会長 清水 勉 (40期)



どの制度が適用される場面か

現在、我が国の個人情報保護制度は、民間を規制対象とする個人情報の保護に関する法律（以下「個人情報保護法」という）、国の行政機関を規制対象とする行政機関の保有する個人情報の保護に関する

法律（以下「行政機関個人情報保護法」という）、独立行政法人を規制対象とする独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（以下「独立行政法人等個人情報保護法」という）のほか、都道府県、市町村それぞれが制定している個人情報保護条例がある（個人番号法（マイナンバー法）は個人番号

業務に特化した個人情報保護法を内包している)。

どの法律、条例も個人情報を取り扱う主体が保護と利用のバランスを考えて個人情報(個人情報保護法では「個人情報」と「個人データ」の扱いを異にしているが、本稿では分けて説明する必要がないので個人データも含める)を収集・保有・利用・廃棄する過程を規制しているという点で共通しているが、定義や規制のあり方は一様ではないから、弁護士業務で個人情報保護に関する相談を受けた時には、問題になる場面に応じて、だれが収集・保有・利用・廃棄の責任主体になっている個人情報であるかを判別して適用される法律、条例を確認した上で問題を考える必要がある。例えば、特定の自治体が保有している個人情報についてであれば、その自治体の個人情報保護条例が適用され、個人情報保護法は適用されない。特定の自治体の議会事務局が保有している個人情報については条例で「議会」が実施機関になっているか、なっていないか独自に条例を制定しているかを確認する必要がある。

2020年改正(2022年4月1日全面施行)

今回の特集では2020年に改正された個人情報保護法を取り上げる。翌21年にも改正がなされているが、改正の内容は行政機関個人情報保護法との一体化が主な目的になっていることから、今回は民間への影響が大きい2020年改正に限って解説することにした。

「5,000人分」という分岐点

2003年に行政機関個人情報保護法、独立行政法人等個人情報保護法、個人情報保護法が揃って制定されたとき、弁護士が最も関心を抱いたのは、弁護士が個人情報保護法の適用を受ける「個人情報取扱事業者」になるかどうかという点だった。国会審議では大論争となり、結局は、持っている個人情報の人数が5,000人分を超えなければ適用対象外とするという結論で落ち着いた(2015年改正前の個人情報の保護に関する法律施行令2条参照)。そこでも

「弁護士名簿を持っていたらダメか」「電話帳を持っていたらダメか」という議論がなされた(が、国会答弁ではどちらもセーフ、5,000人分には含まない)。大規模事務所はこのときから「個人情報取扱事業者」になっていた。

弁護士が適用対象になった

2015年改正(2017年5月30日全面施行)ではこの例外規定がなくなり、「個人情報データベース等を事業の用に供している者」(私人)はだれもが「個人情報取扱事業者」になった。すべての弁護士が適用対象となったと考えていいだろう。このときの法改正には弁護士業界から反対の声は特になかった。

弁護士業務では個人情報を扱わないという状況はまずあり得ない。その情報をパソコンで管理していない状況もほとんどなくなった。2003年から14年経ち、情報環境の著しい変化、個人情報保護に対する社会的国際的関心の著しい高まりからすれば、弁護士業務が個人情報保護法の規制対象になるのはやむを得ないというより、当然だろう。

それから3年、2020年の3年後見直しで重要な改正があり、事務所での個人情報の取扱いに一層の配慮が必要になった。それだけではない。事務所で管理している個人情報の取扱いだけでなく、依頼者との相談のなかに個人情報の取扱い(収集・保有・利用・廃棄)に関する問題が含まれていることがままある。相談の主題ではないからと軽く考えて、漠然とした感覚だけで答えると不正確な答えになったりして、依頼者が予想しなかった責任を問われることになりかねない。弁護過誤には当たらないとしても、知っていれば回避できた事態は回避できた方がいい。

変化し続ける個人情報保護制度

日常的に世界中のだれもがパソコンやスマホなどの情報ツールを使って国境を越えて情報のやり取りをしている今日の状況は、今後より一層、当たり前となり、緊密になっていく。だから、個人情報保護制

度は日本国内の事情だけで作れるものではないし、作るべきものでもなし、何十年単位で固定的に規定することもできない。国内で法律や、「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（通則編）」（以下「ガイドライン（通則編）」という）を作るときでも、世界の現状と今後の変化を見据えて、時宜に応じて変えていくべきものになっている。これは個人情報保護制度の宿命だ。いま、表現の自由（知る権利）と自己決定権を重視するアメリカ、治安の強化と利便性を重視する中国、個人の尊厳を重視するEUでは、個人情報保護制度の考え方も制度の内容もかなり異なる。今後、どの国（だれ）が主導権を握るようになるのかはわからない。そのとき日本がどうなるのか、そこでの人々の暮らし、プライバシーがどうなっているのかもわからない。

現在の日本の個人情報保護法はEU型を基本としている。個人情報保護法1条に「個人情報の保護」と明記し、個人情報の保護と利用のバランス状況を実効的に確保するための監督機関として個人情報保護委員会を設けて、本人が権利行使するまでもなく、同委員会において個人情報保護制度の運用について監督する制度設計になっていることに現れている。ただ、個人情報保護委員会は民間を監督の対象とし

ているだけで、2020年改正ではまだ行政機関は監督の対象になっていない（2021年改正でやっと行政機関に対しても一定の権限を持つようになったが、監督権限といえるものにはなっていない）。

あるべき個人情報保護、プライバシー保護は、どれもが巻き込まれる世界規模で流動的な問題だ。どれもがどうなっているかを知り、どうあるべきかを考え、修正提案し、守り続けるべきテーマなのだ。

特集で取り上げる内容

本特集では、2020年改正のうち、(1)保護の対象となる情報では、変化し続けている「個人情報」の定義内容について、(2)強化された本人の権利では、開示請求権の権利性の明確化、利用停止・消去請求権の要件緩和、短期保存データも開示・利用停止請求対象、オプトアウト規定の強化について、(3)個人情報取扱事業者の新たな義務では、漏えい等報告・本人通知の義務、違法不当に取得した情報の利用禁止について、(4)新たな利用形態では、「仮名加工情報」「個人関連情報」について、(5)越境移転（国外への個人データの提供）では、提供元となる者の義務について、解説する。

column コラム①

犯罪人名簿

犯罪人名簿には個人識別情報と罪名・刑期・裁判確定日・裁判所名・未決勾留期間が書かれているから、秘匿性はかなり高い。市区町村がこのような名簿を保管していることを知っている弁護士は多いだろう。では、1947年の地方自治法の改正で市区町村の機能から犯罪人名簿の保管が除外され、法的根拠がなくなったことを知っている弁護士はどれくらいいるだろうか。選挙管理委員会が選挙資格の調査をするために必要なのはわかるが、だから法律はいらないでは済まないと思う。

1971年、京都弁護士会が京都市に対して住民の前科犯罪歴を照会したら、京都市がこれに回答した。前科前歴を回答されてしまった人は京都市を被告とする国賠訴訟を起こした。一審・京都地裁は敗訴、二審・大阪高裁は逆転勝訴、最高裁は上告棄却。ただ、環昌一裁判官の反対意見には考えさせられるものがある。犯罪人名簿の照会の適否は、裁判所、裁判官の判断が分かれる問題になっていた。

問題があることがわかっていながら、自治省・総務省の通達で市区町村に面倒な管理を押し付けている現状は問題ではないか。

文責：清水 勉（人権擁護委員会委員 情報問題部会部会長）

各論 1

保護の対象となる情報

人権擁護委員会副委員長
情報問題部会

出口 かおり (64 期)

個人情報保護法（以下「法」という）において、①「個人情報」②「個人識別符号」③「要配慮個人情報」④「個人情報データベース等」⑤「保有個人データ」⑥「匿名加工情報」などの用語の定義が規定されている。

①「個人情報」とは、生存する個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む）及び②「個人識別符号」が含まれるものをいう（法2条1項）。この「個人情報」に該当する情報を扱う場合に、個人情報保護法が適用されることになる。2015年改正が全面施行された2017年5月30日からは、小規模事業者にも適用されており、弁護士も例外ではない。

②「個人識別符号」は、パーソナルデータの利活用を検討するに当たり、どのような情報が特定の個人を識別できる個人情報に該当するかが明確でなかったことから、これを明確化するために2015年改正で新たに規定されたものである。法2条2項のほか、施行令及び施行規則で限定列挙されている*1。例えば、個人に割り当てられた番号について、旅券番号、基礎年金番号、運転免許証番号、マイナンバーなどがあり、個人の身体的特徴を変換したもので当該個人を識別できる符号について、DNAデータ、指紋・掌紋、目の虹彩データなどが「個人識別符号」にあたる。

③「要配慮個人情報」は、個人情報のうち、「本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実その他本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして政令で定める記述等が含まれる個人情報」（法2条3項）であり、情報内容に着目した区分である。「要配慮個人情報」に該当する個人情報は、(i)取得する際は原則として本人の同意を得なければならない（法20条2項）、(ii)いわゆるオプトアウトによる第三者提供が認められていない（法27条2項但書）*2。

④「個人情報データベース等」は、個人情報の管理状態に着目した区分であり、特定の個人情報をコンピュータで検索できるように体系的に構成した個人情報を含む情報の集合物を指す（法16条1項）。そして個人情報データベース等を構成する個人情報を「個人データ」という（同条3項）*3。

コンピュータを用いていない場合であっても、紙面で処理した個人情報を一定の規則（例えば、五十音順等）に従って整理・分類し、特定の個人情報を容易に検索することができるよう、目次、索引、符号等を付し、他人によっても容易に検索可能な状態に置いているものも該当する*4。例えば、電子メールソフトに保存されたアドレス帳や、受け取った名刺を五十音順に整理しインデックスを付けてファイルしている場合が該当するだろう。他方、市販の電話帳や住宅地図、職員録、カーナビ等は利用方法からみて個人の権利利益を害するおそれが少ない

*1：西村あさひ法律事務所編『個人情報保護法制大全』（2020年、商事法務）49頁参照。

*2：同上78頁参照。

*3：個人データを紙に出力してもなお「個人データ」にあたる。ガイドライン（通則編）2-6参照。

*4：ガイドライン（通則編）2-4参照。

ため、個人情報データベース等に該当しないとされる*5。

⑤「保有個人データ」は、個人データのうち、個人情報取扱事業者（法16条2項）が、開示、訂正、削除等の権限を有するものをいう（法16条4項）。2020年改正前は、旧法2条7項で「一年以内の政令で定める期間以内に消去する」情報（旧施行令5条により6月以内とされた）が除外されていたため、個人情報取扱事業者は、6月以内に消去することとなる個人データについて、開示・訂正・削除等に応じる義務がなかった。しかし2020年改正によりこのような除外がなくなり、短期間の保有であっても開示等に応じる義務を負うこととなった。

⑥「匿名加工情報」とは、当該個人情報に含まれる記述等の一部又は個人識別符号の全部を削除ないし置き換えることにより、特定個人を識別できないよう個人情報を加工した情報であり、当該個人情報を復元できないようにしたものをいう（法2条6項）。個人情報の利活用のために設けられた規定であるが、匿名加工情報を作成するためには、事業者において、加工前の個人情報を通常の方法により特定できない状態にまで加工を行う必要があり、このような加工を行ってもデータとしての有用性を一定の水準以上に保つためには、相当程度に高度な技術が必要であり*6、匿名加工情報の活用がそれほど進んでいなかった。そこで、イノベーションを促進する観点から、2020年改正により氏名等を削除した「仮名加工情報」が新たに設けられた。

「仮名加工情報」とは、当該個人情報に含まれる記述等の一部又は個人識別符号の全部を削除ないし置き換えることにより、他の情報と照合しない限り特定の個人を識別できないよう個人情報を加工し

て得られた個人に関する情報をいう（法2条5項）。匿名加工情報と異なり、仮名加工情報は、元データ等と照合すると特定の個人を識別できるため個人情報にあたることが原則と考えられるが、仮名加工情報だけを委託等により取得した場合は、取得した側に元データ等がなければ、個人情報にあたらない仮名加工情報となることも考えられる*7。仮名加工情報については、通常の個人情報と異なり、内部分析に限定する等を条件に、開示・利用停止請求への対応等の義務が緩和される。

以上のほか、2020年改正では、「生存する個人に関する情報であって、個人情報、仮名加工情報及び匿名加工情報のいずれにも該当しないもの」を「個人関連情報」と規定し（法2条7項）、このような情報の第三者提供が規制されることとなった。これは、2019年に発覚したリクナビ事件の影響を受けて行われたものである*8。リクナビ事件とは、就職情報サイト「リクナビ」を運営する株式会社リクルートキャリアが、就活生の内定辞退率を予測したデータを、本人（就活生）に十分な説明をすることなく企業に販売していたことが法20条に違反するとして、個人情報保護委員会が勧告及び指導を行った事案である。リクルートキャリア側では特定の個人を識別しない方式で内定辞退率を算出していたが、この情報の提供を受けた企業側は特定の個人を識別できる状態にあり、リクルートキャリアはそのことを知りながら、本人の同意を得ることなく、企業にデータを提供していたという、脱法的なスキームであった。

個人関連情報に該当する例として挙げられているものとして、氏名と結びついていないインターネットの閲覧履歴、位置情報、Cookie情報がある。

*5：ガイドライン（通則編）2-4参照。

*6：第二東京弁護士会情報公開・個人情報保護委員会編『令和2年改正 個人情報保護法の実務対応―Q&Aと事例―』（2021年，新日本法規）77頁参照。

*7：同上84頁参照。

*8：同上51頁参照。

強化された本人の権利

人権擁護委員会委員
情報問題部会

伊藤 麗緒 (68 期)



2020年改正法は、個人情報の利用形態を広げる一方で、開示等の請求権やオプトアウトに関する規定を見直し、個人の権利を保護する仕組みを強化している。

1 開示請求権の権利性の明確化

(1) 開示方法の請求

開示請求権は、2017年改正法（現行法）により、裁判上も求めることのできる権利であることが明確化された（旧法28条1項）。他方で2017年改正法は、保有個人データを開示する方法について、「書面の交付による方法（開示の請求を行った者が同意した方法があるときは、当該方法）」と指定し（旧法28条2項、旧施行令9条）、本人による開示方法の指定を認めていなかった。

2020年改正法は、「本人は…電磁的記録の提供による方法その他の個人情報保護委員会規則で定める方法による開示を請求することができる」と規定し（法33条1項）、本人に開示方法の選択権を認めた。ただし、事業者の負担軽減等の観点から、開示に多額の費用を要する場合等、本人が請求した方法による開示が困難な場合には、書面の交付による方法が容認されており（同条2項本文かつこ書）、この場合、個人情報取扱事業者は、本人に対して遅滞なくその旨を通知した上で（同条3項）、その理由を説明するよう努めなければならない（法36条）。

(2) 第三者提供記録の開示請求

2020年改正法の施行により、個人情報取扱事業者による記録義務の対象となる第三者提供記録（法

29条1項、30条3項）は、その存否が明らかになることにより公益その他の利益が害されるものとして政令で定めるものを除き、開示請求の対象となる（法33条5項）。現行法も、第三者提供記録の開示請求を禁止している訳ではない。しかし、本人は、当該本人が識別される保有個人データについて開示請求をすることができるとされており、開示請求が認められるためには、第三者提供記録が保有個人データに該当する必要がある。2020年改正法は、この要件を見直し、第三者提供記録それ自体に対する開示請求権の行使可能の幅を広げている。

なお、第三者提供記録を契約書等の代替措置により記録している場合、個人情報取扱事業者は、契約書そのものを開示する必要はない*1。

2 利用停止・消去請求権の要件緩和

現行法は、利用停止及び消去（以下「利用停止等」という）の請求根拠を「当該本人が識別される保有個人データが第16条の規定に違反して取り扱われているとき又は第17条の規定に違反して取得されたものであるとき」と規定し（旧法30条1項）、第三者提供の停止の請求根拠を「当該本人が識別される保有個人データが第23条第1項又は第24条の規定に違反して第三者に提供されているとき」と規定している（旧法30条3項）。

これに対し、2020年改正法は、利用停止等の請求根拠に不適正な利用（法19条違反）を新たに追加し（法35条1項）、さらに、利用停止等及び第三者提供の停止の請求根拠として、①当該本人が識別される保有個人データを当該個人情報取扱事業者

*1：ガイドライン（通則編）129ページ参照。

が利用する必要がなくなった場合、②個人データの漏えい、滅失、毀損その他の個人データの安全の確保に係る事態であって個人の権利利益を害するおそれ大きいものとして個人情報保護委員会規則で定めるものが生じた場合、③その他当該本人が識別される保有個人データの取扱いにより当該本人の権利又は正当な利益が害されるおそれがある場合を新たに追加している（同条5項）。

この改正のポイントの一つとして、個人情報保護法違反がない場合であっても、法35条5項の要件を満たす場合には、原則として、利用停止等又は第三者提供の停止を行わなければならないことが挙げられる。個人情報取扱事業者は、個人情報の管理や利用について、個人の権利利益を害することのないよう、個人情報保護法違反の有無だけでなく、広い視野をもって対応を検討する必要があると考える。

なお、法35条5項に基づく請求が認められる場合、個人情報取扱事業者は、原則として、本人の権利利益の侵害を防止するために必要な限度で、遅滞なく、利用停止等又は第三者提供の停止を行わなければならないが（法35条6項）、本人の請求に応じるのが困難な場合（多額の費用を要する場合など）には、本人の権利利益を保護するため必要な代替措置をとることが許容される（同項ただし書）。

3 短期保存データも 開示・利用停止請求対象

開示や利用停止等又は第三者提供の停止の対象となるのは、当該本人が識別される保有個人データである。そして現行法は、6月以内に消去することとなるもの（以下「短期保存データ」という）を、保有個人データの定義から除外している（旧法2条7項、旧施行令5条）。これは、短期間で消去される個人データを対象とする請求について、請求に対応するコストを個人情報取扱事業者に負担させることの不利益が、本人に開示等を請求する権利を認める

ことの利益を上回ると考えられたためである*2。

しかし、情報化社会の進展により、短期保存データであっても、消去までに漏えい等が発生すれば、当該個人データが瞬時に拡散するリスクを無視することができない。また、個人の請求時において、短期保存データがすでに消去されていれば、当該請求に応じる必要もなく、請求に対応するコストもほとんど発生しない。このように、個人情報取扱事業者が被る不利益が、個人が享受する利益を上回るとはいえないと考えられるようになり、短期保存データが保有個人データの対象に含まれる改正が行われた。

なお、これまで短期間で消去していた個人データを開示等の請求に応じるためだけに保存し続ける必要はなく、個人データを利用する必要がなくなった場合には、遅滞なく消去するよう努めることが求められる（法22条）。

4 オプトアウト規定の強化

個人情報保護法には、個人データの第三者提供への事前の本人同意（オプトイン）の例外として、オプトアウト規定がある（法27条2項）。オプトアウトとは、本人の求めに応じて当該本人が識別される個人データの第三者への提供を停止することとしている場合に、届出対象事項をあらかじめ本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態においた上で、個人情報保護委員会に届け出たときは、本人の同意なく、当該個人データを第三者に提供することを可能とする方式である。

(1) 個人データの限定

現行法は、要配慮個人情報について、オプトアウトによる第三者提供を禁止する。さらに2020年改正法は、偽りその他不正の手段により取得されたもの（法20条1項）及び他の個人情報取扱事業者からオプトアウトにより提供を受けたもの（その全部

*2：個人情報保護委員会「個人情報保護法いわゆる3年ごと見直し制度改正大綱」（令和元年12月13日）10ページ参照。

又は一部を複製し、又は加工したものを含む）についても、オプトアウトによる第三者提供を禁止している（法27条2項柱書ただし書）。なお、改正法の施行前にオプトアウトによって取得された個人データを、改正法の施行後にオプトアウトによって提供することも禁止されるので*3、施行前から保有する個人データについても、オプトアウトによって取得した個人データをあらかじめ把握しておくことが必要である。

（2）届出対象事項の追加

現行法は、事前の届出対象事項として、第三者への提供を利用目的とすること、第三者に提供され

る個人データの項目、第三者への提供の方法、本人の求めに応じて当該本人が識別される個人データの第三者への提供を停止すること、本人の求めを受け付ける方法を列挙している（法27条2項2号、3号、5号、6号、7号）。

2020年改正法は、①オプトアウト届出事業者の氏名又は名称、住所及び法人等の場合には代表者の氏名、②第三者に提供される個人データの取得の方法、③その他個人の権利利益を保護するために必要なものとして個人情報保護委員会規則で定める事項についても、本人への通知等及び個人情報保護委員会への届出の対象事項に追加している（法27条2項1号、4号、8号）。

*3：「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン」に関するQ&A（令和3年9月10日更新）50ページ（Q7-31）参照。

column コラム②

弁護士名簿と坂本弁護士一家“拉致”事件

かつては弁護士は依頼者が事務所に来るのを待っているべきであって、積極的に自分の宣伝などもってのほかと言われていたが、いまや、「私たちの事務所ではこんな仕事を得意としてやっていますよ」「こんな有名事件を手がけました」とネット上で宣伝するのは当たり前になっている。

様変わりしたのは弁護士業務の宣伝だけではない。弁護士名簿のあり方も様変わりした。そのことを知らない弁護士もいると思うので、ちょっと解説する。

いまから30年くらい前の弁護士名簿には、事務所の住所と電話番号、ファックス番号のほかに自宅の住所や電話番号も掲載されていた。自宅兼事務所の弁護士が自宅住所を掲載するのはありだとしても、自宅とは別に事務所を構えている弁護士の自宅住所も掲載する必要があるだろうか。私は違和感を感じていた。霞ヶ関の役人の名簿にも自宅住所が書かれていて部外者が入手することができた。

先輩弁護士からは、自宅で相談に乗ることがあるから自宅住所も必要なのだと言われたが、そうだろうか。個別に教えればいいだけではないか。私の疑問は解消しなかった。

その後、弁護士名簿に自宅住所を掲載することの是非は日弁連で議論となったようだ。数年のうちに、自宅住所の掲載を希望しない弁護士については掲載しないという選択制に変わった。それから年を追うごとに自宅住所の掲載を希望しない弁護士が増えて行き、どこかの時点から日弁連の弁護士名簿には自宅兼事務所を除いて自宅住所が掲載されなくなった。

いま思い返してみると、私がこの問題意識を持つようになったのは、1989年11月に、坂本堤弁護士、妻の都子さん、まだ1歳だった龍彦君の3人が自宅に侵入した何者かに拉致され行方知れずになったという拉致事件が起こったこと（実際には当日、その場で殺害されていた）がきっかけだったような気がする。日弁連の方針変更のきっかけも同じだったかもしれない。

文責：清水 勉（人権擁護委員会委員 情報問題部会部会長）

個人情報取扱事業者の新たな義務

人権擁護委員会委員
情報問題部会部会長 清水 勉 (40 期)



他人の個人情報・個人データを 預かっている者の責任

第4章（個人情報取扱事業者等の義務等）第2節（個人情報取扱事業者及び個人関連情報取扱事業者の義務）では、「個人情報」（法2条1項）の取扱いについて、利用目的の特定（法17条）、利用目的による制限（法18条）、適正な取得（法20条）、取得に際しての利用目的の通知等（法21条）を規定していたところへ、不適正利用の禁止（法19条）を、「個人データ」（法16条3項）の取扱いについて、データ内容の正確性の確保等（法22条）、安全管理措置（法23条）、従業員の監督（法24条）、委託先の監督（法25条）、第三者提供の制限（法27条）を規定していたところへ、漏えい等の報告等（法26条）を新たに設けた。

この規定の仕方からわかるように、不適正な利用の禁止と漏えい等の報告等は、個人情報・個人データの適正な取り扱いの問題の1つという位置づけになっている。

これらの規定全体を貫いている考え方は、他人から個人情報・個人データを預かっている者は、預けている本人が自ら自分の個人情報・個人データを守ることができないことを配慮して、終始、誠実に管理しなければならないというものである。

不適正利用の禁止

個人情報取扱事業者は、「違法又は不当な行為を助長し、又は誘発するおそれがある方法により」個人情報を利用してはならない（法19条）という規定は、他人の個人情報を誠実に管理するという観点からす

れば、当然のことである。この条文がなくても、実際の行為態様によっては、不法行為責任を負うことになる可能性はある。その意味ではこの規定は個人情報取扱事業者に対する注意喚起のための規定である。

『ガイドライン（通則編）』*1では、「違法又は不当な行為」について、個人情報保護法その他の法令に違反する行為に限らず、これらの法令の制度趣旨又は公序良俗に反する等、社会通念上適正とは認められない行為をいうとしている（39頁）が、ここでの規制目的は個人情報の保護にあるから、これに関係のない法令や制度趣旨に反することは問題にならない。

また、『ガイドライン（通則編）』では、「おそれ」の有無の判断の仕方について、「個人情報の利用方法等の客観的な事情に加えて、個人情報の利用時点における個人情報取扱事業者の認識及び予見可能性も踏まえる必要がある。」とし、具体例として、「個人情報取扱事業者が第三者に個人情報を提供した場合において、当該第三者が当該個人情報を違法な行為に用いた場合であっても、当該第三者が当該個人情報の取得目的を偽っていた等、当該個人情報の提供の時点において、提供した個人情報が違法に利用されることについて、当該個人情報取扱事業者が一般的な注意力をもってしても予見できない状況であった場合には、『おそれ』は認められないと解される。」（40頁）としている。

条文の解釈としてはこれでいい、つまり、個人情報保護法違反にはならないとしても、提供（直）後に気づいた場合はどうなのか。実務的には、提供時に気づいていたか提供後に気づいたかが曖昧だったり、後から気づく場合があるだろう。誠実な管理という観点からすると、提供後に気づいたのなら放置してよい

*1：ガイドライン（通則編）参照。

ということにはならない。実害が生じれば、被害者から責任を問われることは必至だ。そうだとすると、提供後に気づいた場合でも、実害が生じないよう最大限の対応努力をすべく、直ちに、提供した第三者に対して提供した個人情報の全部返還、全部抹消を求め、応じない場合には使用禁止の仮処分の申立や個人情報保護委員会への通報などを行うべきである。メールの誤送信の場合、直後に「誤送信だったのでメールを開かないで直ちに削除してください。」というメールが送られて来ることがある。送られた者はメールを開かないで直ちに削除する。昨今はこのようなやりとりは常識になっている。重大な事態であれば尚更だ。

実際に問題となった事例として、官報に掲載される破産者情報が破産者本人に対する違法不当な差別を誘発するおそれがあることが予見できるにもかかわらずデータベース化してインターネット上に公開する場合について、個人情報保護委員会は当該事業者に対して、ウェブサイト直ちに停止するよう勧告した(2020年7月29日)*2。

漏えい等報告・本人通知の義務化

「個人情報取扱事業者は、その取り扱う個人情報の漏えい、滅失、毀損その他の個人情報の安全の確保に係る事態であって個人の権利利益を害するおそれが大きいものとして個人情報保護委員会規則で定めるものが生じたときは、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、当該事態が生じた旨を個人情報保護委員会に報告しなければならない。」(法26条1項本文)とし、本人にも通知又はこれに代わる措置をとるべきこととしている(同条2項)。

個人情報の保護に関する法律施行規則(以下「施行規則」という)7条では、以下の4類型を規定している。

- (1) 要配慮個人情報が含まれる個人データ(高度な暗号化その他の個人の権利利益を保護するために

必要な措置を講じたものを除く。以下この条及び次条第1項において同じ。)の漏えい、滅失もしくは毀損(以下この条及び次条第1項において「漏えい等」という。)が発生し、又は発生したおそれがある事態

- (2) 不正に利用されることにより財産的被害が生じるおそれがある個人データの漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態
- (3) 不正の目的をもって行われたおそれがある個人データの漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態
- (4) 個人データに係る本人の数が千人を超える漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態

上記事態を知った後、速やかに、①概要、②漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある個人データの項目、③前号個人データに係る本人の数、④原因、⑤二次被害又はそのおそれの有無及びその内容、⑥本人への対応の実施状況、⑦公表の実施状況、⑧再発防止のための措置、⑨その他参考となる事項を報告しなければならない(施行規則8条1項)。『ガイドライン(通則編)』では、「知った」時期は、法人の場合はいずれかの部署が知ったときとしているが、いずれか最も早く気づいた部署を基準にするという意味であろう。「速やかに」の日数は、個別事案によるとしつつ、知ったときから概ね3～5日以内としている(61頁)。

他の個人情報取扱事業者又は行政機関等から当該個人データの取扱いの委託を受けている場合は、当該他の個人情報取扱事業者又は行政機関等に通知していれば、個人情報保護委員会に報告しなくてよい(法26条1項但書き)。

本人に対して本人の権利利益を保護するために必要な範囲で、上記①②④⑤⑨に定める事項を通知しなければならない(法26条2項本文、施行規則10条)が、本人への通知が困難な場合であって、本人の権利利益保護のため必要な措置をとったときは不要である(法26条2項但書き)。

*2: 個人情報保護委員会「個人情報の保護に関する法律に基づく行政上の対応について」(<https://www.ppc.go.jp/news/press/2020/200729kouhou/>) 参照。

各論 4

新たな利用形態

第二東京弁護士会会員 水町 雅子 (61 期)



2020年改正法では、「仮名加工情報」「個人関連情報」という新しいカテゴリが設けられた。「仮名加工情報」とは個人情報を加工したもので、通常の個人情報よりも内部利用等が容易になる規制緩和の一環で新設された。「個人関連情報」は、情報提供時に提供元にとっては個人データに当たらないものでも提供先において個人データとなる場合に提供規制が強化されるもので、リクナビ事案等を踏まえて新設された。以下詳述する。

1 仮名加工情報

(1) 目的・背景

個人情報を取り扱う際は、本人のプライバシー権その他の権利利益を保護するために、個人情報保護法その他の各種規制に服しなければならない。他方で、現代社会においては個人情報利活用のニーズも高まっており、プライバシー権保護と個人情報利活用の両立を図るための制度が模索されてきた。

2017年改正法（現行法）は、この観点から「匿名加工情報」というカテゴリを設け、個人情報を法定の加工基準で匿名加工した場合に、規制を大幅に緩和し、内部利活用や外部提供を容易にした。しかし、「匿名加工」は一般の想像よりもはるかに加工基準が厳しく、法定の加工基準を満たすことが難しい場合も散見された。また個人情報に対する法規制が厳格なEUにおいても、「仮名化」を行うと若干緩やかな取扱いが認められ、国際的にもその

活用が進みつつある*1。そこで、2020年改正法では、個人情報と匿名加工情報の中間形態ともいえる「仮名加工情報」を新設し、通常の個人情報よりも規制を緩和した。

(2) 加工基準

仮名加工情報の作成時には、他の情報と照合しない限り特定の個人を識別できないよう施行規則で定める基準を遵守する必要がある（法41条第1項）。具体的には、①氏名等、②マイナンバー等の個人識別符号、③不正利用により財産的被害が生じるおそれがある記述等を削除すればよい（施行規則31条）。

①は氏名だけではなく、住所、生年月日、性別等のほか、その情報単体や組み合わせることで特定の個人を識別できる記述等を削除*2する必要がある。②の個人識別符号は、法2条2項で定義されており、身体特徴系符号（DNA、顔、虹彩等をデジタルデータに変換したもの）のうち施行規則で定める基準に適合するものと番号系符号（マイナンバー、免許証番号等の公的機関が割り振る番号）を指す。③の例としては、クレジットカード番号や、送金や決済機能のあるウェブサービスのログインID・パスワード等*3が挙げられる。これに対し、クレジットカード番号の下4桁だけや口座番号は、不正利用されても直ちに財産的被害が生じるおそれがあるとはいえないため、削除しなくてもよいとされている*4。

*1：個人情報保護委員会「個人情報保護法いわゆる3年ごと見直し制度改正大綱」（令和元年12月13日）21ページ参照。

*2：削除ではなく置き換えでも良いが、その場合は元の記述等を復元できる規則性を有しない方法で置き換えなければならない。

*3：「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（仮名加工情報・匿名加工情報編）平成28年11月（令和3年10月一部改正）版」11ページ参照。

*4：「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン」に関するQ&A 令和3年9月10日更新（以下「Q&A」）14-8参照。

(3) 仮名加工情報による規制緩和

仮名加工情報では3点について規制緩和される。1つ目は、利用目的の変更が自由に行える点である。個人情報の場合、予め特定した利用目的の範囲内で目的内利用することが法律の原則である（法18条）。利用目的の変更も可能ではあるものの、変更範囲に制約があり（法17条2項）、変更しにくい状況が続いていた。この点、仮名加工情報であれば、利用目的の変更に制限がないため（法41条9項にて17条2項が適用除外）、あらかじめ特定した利用目的の範囲外でも自由に内部利用できる。もっとも、法的手続としては、利用目的の変更を行った上で、変更後の利用目的を公表等することが必要である（法41条4項にて読み替えて適用される21条3項）。なお、利用目的の変更に制約はないものの、仮名加工情報に含まれる情報を使って、電話、郵便、FAX、電報、電子メール、SMS、住居訪問等を行うことは禁止される（法41条8項）。

規制緩和の2点目として漏えい報告義務が課せられない点が挙げられる。個人データの漏えい等時には当局報告・本人通知が義務付けられるが、仮名加工情報の場合は不要である（法41条9項にて26条が適用除外）。

3点目として開示・訂正等・利用停止等請求の対応が不要になる。保有個人データの場合は、本人はこれらの請求権を保有しているが、仮名加工情報の場合は適用除外されている（法41条9項にて32条から39条までが適用除外）。

(4) 仮名加工情報に対する規制*5

仮名加工情報は提供規制が厳格であり、外部提供できるのは、①法令に基づく場合、②委託、③合併等の事業承継、④共同利用のみである（法41条6項）。容易に外部提供できる匿名加工情報との

明確な差異であるので、十分注意する必要がある。また、仮名加工情報は本人を識別するために他の情報と照合することも禁止されている（法41条7項）。この照合禁止義務は匿名加工情報と同様である。

さらに仮名加工情報であっても、不適正利用の禁止（法19条）、適正取得（法20条1項）、安全管理措置（法23条）、従業者監督（法24条）、委託先監督（法25条）は引き続き適用されるし、利用する必要がなくなった場合の消去（法41条5項）及び苦情処理（法40条）の努力義務も適用される。

2 個人関連情報

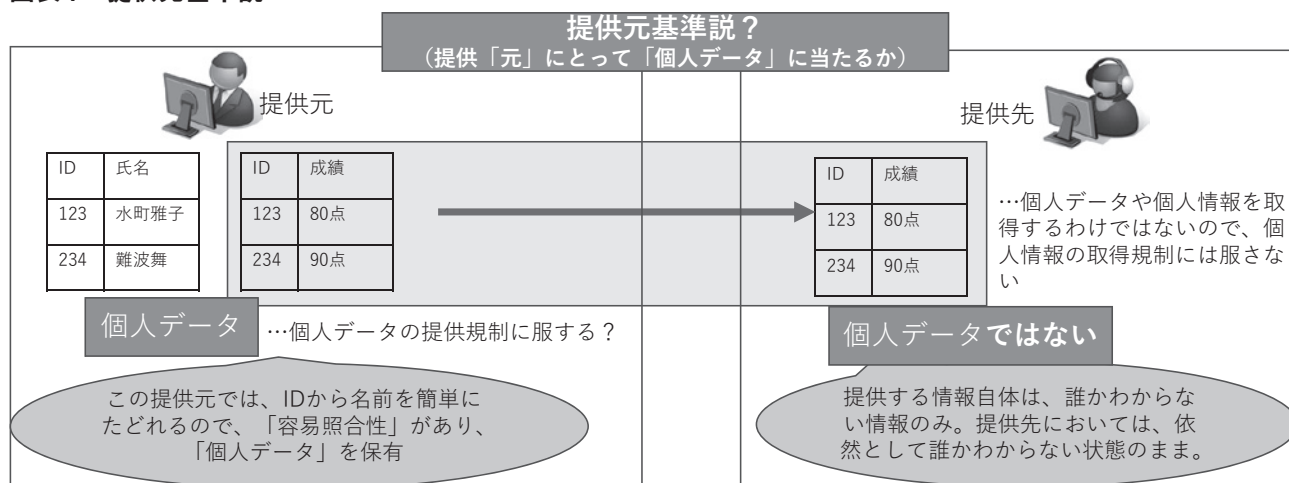
個人データの外部提供は規制されているが、提供情報が個人データかどうかを巡り、現行法及び当局解釈では規制に穴が生じ得る場合が存在した。提供情報が個人データか否かは、提供元を基準に判断される（提供元基準説）。そのため、図表1（次頁掲載）では提供情報が提供先にとっては個人データでなくても、個人データの提供に該当する。これに対し図表2（次頁掲載）では、提供情報が提供先にとっては個人データであっても個人データの提供に該当しないとも考えられる。実際にリクナビ事案では、図表2に類似するスキームが採用されていた*6。

そこで2020年改正法では、「個人関連情報」というカテゴリを新設し、提供元にとって個人情報でなくても提供先において個人データとして取得することが想定されるときは、法令に基づく場合等の法27条1項で認められた場合を除き、提供元に、本人の同意等を確認する義務が課せられた（法31条1項）。

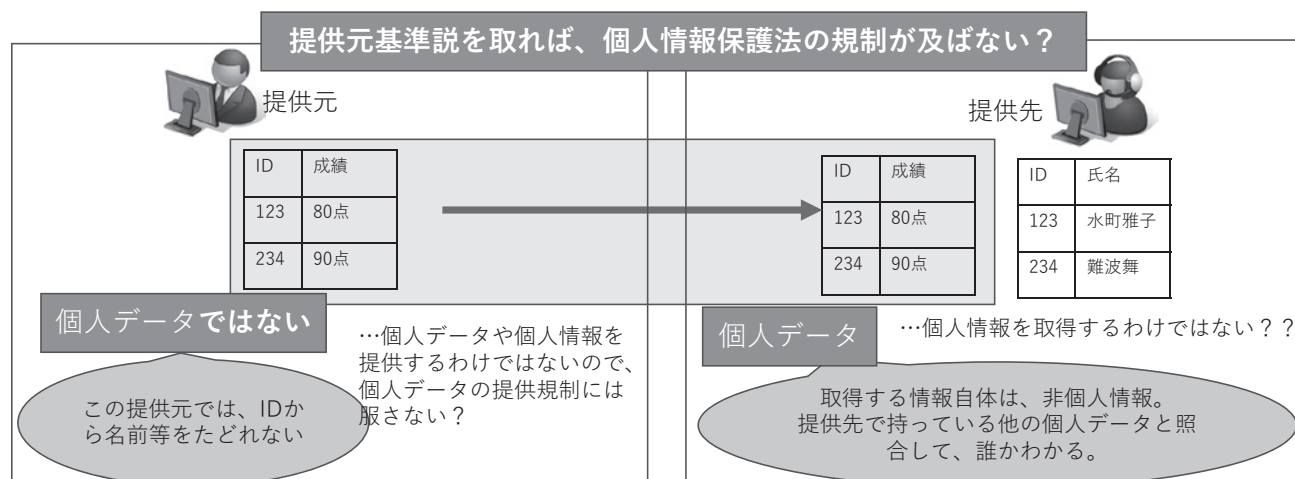
*5：仮名加工情報は、個人情報に該当する場合と該当しない場合があるが、個人情報に該当する場合が多いと考えられるため、本稿では個人情報に該当する仮名加工情報の規制について論じる。

*6：<https://www.recruit.co.jp/r-dmpf/05/> 参照。

図表1 提供元基準説



図表2 提供元基準説の問題点



*筆者作成

column
コラム③

被害者か加害者か～ベネッセ顧客情報流出事件

ベネッセコーポレーションでは2013年12月から顧客情報（子ども・保護者の氏名、住所、電話番号、性別、生年月日など）が不正に持ち出されるようになり、名簿業者に販売されていた。2014年6月、ダイレクトメールを受け取ったベネッセの顧客から個人情報漏えいの問い合わせが殺到し、ベネッセは大量流出に初めて気づいた。流出していた顧客情報は2000万件を遥かに上回った。7月上旬、ベネッセの社長は記者会見で「情報を流出させたのはグループ社員ではない」「賠償はしない」と発言した。被害者としての気持ちが丸出しだった。気持ちはわかるが、顧客からすればベネッセは顧客の個人データを預かっている立場。それが漏えいしたら、真っ先に謝罪すべきだ。この記者会見は非難を浴び、ベネッセは被害者全員に500円の金券・図書カードなどを配付することにした。それでも、何件もの損害賠償請求訴訟を起こされた。ベネッセが定期的なログチェックをしていれば、異常に気づき、被害はこれほど拡大しなかっただろう。被害の拡大防止に迅速に努めていれば、顧客全体の信頼を大きく損なうこともなかっただろう。

文責：清水 勉（人権擁護委員会委員 情報問題部会部会長）

越境移転（国外への個人データの提供）等

第二東京弁護士会会員 水町 雅子 (61 期)



2020年改正法では、越境移転及び安全管理措置等に係る情報提供義務が新設された。越境移転は海外企業への委託、海外グループ会社への提供以外にも、個人データの取扱いに海外クラウド事業者や日本のクラウド事業者の外国サーバを利用する場合等、広範囲に影響する規制である*1。2020年改正法施行後は、クラウドサービスを利用する際にクラウド事業者やサーバが外国にあるかにも十分留意する必要がある。

1 越境移転時の情報提供義務等 (法28条2・3項)

2017年改正法（現行法）で、個人データの越境移転の規制が設けられ（旧法24条1項）、①本人の同意、②個人情報保護において適切な国（EEA、英）、③適切な提供先（規則で定める基準に適合する体制を整備した事業者）、④旧法23条1項の場合にのみ、個人データを越境移転することができた。2020年改正法では、①本人同意に基づく越境移転では予め、外国の国名、外国の個人情報保護制度、提供先の個人情報保護措置等を本人に情報提供する義務が課せられた（法28条2項、規則17条）。③適切な提供先への越境移転では、提供元が提供先を定期的に確認等すること、そして本人から求められたら外国の国名、外国の個人情報保護制度、提供先の個人情報保護措置、提供元の確認頻度・方法

等を情報提供する義務が課せられた（法28条3項、規則18条）。なお、外国の個人情報保護制度については個人情報保護委員会にて調査が行われる予定ではあるものの、同委員会では外国制度の確認は提供元の責任において行うべきとの考え方を示している*2。

2 安全管理措置の公表義務等 (法32条)

2020年改正法では、越境移転か否かにかかわらず、公表等事項の拡充も図られた。すなわち、安全管理措置の公表等（施行令10条1号）、そしてプロファイリング等を行う場合は本人が予測・想定できるような利用目的の特定が必要である*3。前者の安全管理措置には、通常の組織的・人的・物理的・技術的対策等のほか、外国で個人データを取り扱う場合は当該外国の個人情報保護制度等を把握することも含まれる*4。

多くの民間事業者においてはプライバシーポリシーにて対応するものと考えられるが、法的にはプライバシーポリシーの公表が必ず求められるわけではなく、本人の知り得る状態に置くことが求められている。具体的にはホームページ掲載、パンフレット配布、本人の求めに応じた遅滞ない回答等、本人が知ろうとすれば知ることができる状態に置くことが必要である*5。

*1：クラウドが外国の場合、法28条2・3項の観点からは情報提供が不要な場合もあるが、法32条の観点からは国名等の把握・情報提供が必須となる（Q&A 10-25参照）。

*2：「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（外国にある第三者への提供編）の一部を改正する告示案」に関する意見募集結果A136等参照。

*3：ガイドライン（通則編）31-32ページ参照。

*4：ガイドライン（通則編）175ページ参照。

*5：ガイドライン（通則編）120ページ参照。

元最高裁判所判事

木澤 克之 会員

当会出身の元最高裁判所の木澤克之会員に、退官直後のご多忙の中お話を伺いました。評議の秘密に反しない範囲内で、外部からは窺い知ることのできない内部の実情等についてもお話をいただきましたので、会員にとっても有益な情報が少なくないと思います。気さくで温和な木澤会員のお話は尽きることがなく、インタビューは予定の2時間を大幅に超過して4時間近くにもわたりましたので、原稿化にあたり四苦八苦しましたが、とても勉強になる貴重な経験となりました。

聞き手・構成：小峯 健介・田中みどり
(2021年9月8日インタビュー実施)



—— 法曹界を目指された経緯を教えてください。

私の実家は、台所用品などの家庭金物を扱っている問屋なんです。でも、男3人兄弟の三男坊なので、家業を継ぐ必要もない。その代わり、自分で食い扶持を見つけなければならない立場でした。

出身小学校は地元の新宿区立鶴巻小学校ですが、親の勧めもあり、中学校は、家からも近く、大学受験をしないで進学ができるということで、池袋の立教中学校に入学しました。そのまま内部進学で高校に進学し、昭和45年に立教大学に入学しました。立教大学法学部は、できてまだ10年ぐらいだったのですが、立教大学の中では、大変厳しい学部であるとの評判でした。大学受験がないので友人たちと楽しくノンビリとした高校生活を送っていましたが、さすがに大学に入ると、将来を決めなければならないこともあり、心機一転、法学の勉強系サークルに入りました。ここには、司法試験を目指している高校の先輩もいましたので、司法試験受験に向けた線路に乗せてもらいました。当時は、とにかく司法試験に合格しさえすれば、一生、生活には困らないという時代でしたので、とりあえず司法試験合格を目指すことにしたのです。

—— 最初から弁護士を目指されていたのですか。

あんまり深く考えてませんでしたね。

—— ご実家の家業からすると、弁護士を選ぶという感じもありますが。

家業といっても、零細企業ですから、父が何もかも自分でやっていたんです。従業員も、多いときで60人ぐらい。給料は現金払い。毎月の給与計算や現金袋詰めも、父が一人でやっている。私は、一番末っ子で、親と一緒にいる時間が長かったせいで、子どもの頃から、父のそういう姿や、母が銀行に手形割引に行く姿を見ていたし、いろいろな「言葉」も聞きかじっていました。だから、今思うと、こういう民事的な問題に親しみを持ち、興味があったのかもしれない。

—— 最初に入ったのはどのような事務所だったのですか。

のちに最高裁判事になられた橋元四郎平先生の事務所です。

—— やはり、最高裁判事になるような方は、最初から、こういう事務所を選ばれるのですね。

いやいや、これは、本当に、たまたまなのです。実務修習が富山だったので、修習生活を満喫していました。しかも、富山は、東京から遠かったので、のんびりしすぎてしまって。同期は、実務修習中に、事務所を決めていきますが、私は何にも決めないまま東京に戻ってきてしまいました。遅ればせながら、後期修習中に事務所を探していたら、そのときの民弁教官が橋元先生を紹介してくださり、それで即決まりました。本当に助かりました。なお、橋元先生は、民弁教官のご経験もあります。

—— 最高裁判事として関与された事件数を教えてください。

これ（「ご退官記念資料」と表題が付されたファイルに資料が綴じられたもの）に記載がありますので、見てください（右表参照）。ただ、第一小法廷は、令和3年7月から8月にかけて、私を含めた3名が定年退官となってしまったので、記載されているのは令和3年5月31日までの事件数です。

—— 手元に記録は残っていないのでしょうか。

最高裁時代の自分の事件関係の手控え記録は、退官と同時に全部廃棄されてしまうので、手元にはありません。その代わり、退官の際に、記念としてこれ（「ご退官記念資料」）が渡されるのです。

—— 最高裁ウェブサイトに掲載されていたご自身の経歴紹介ページの印刷も入っていますね。

ここには、私の好きな言葉である「道を伝えて己を伝えず」を載せました。これは、立教の創立者である宣教師ウィリアムズ主教を評した言葉です。彼は、大変極端な人で、自分の日記まで全部燃やしてしまった。以前の私は、そこまで極端にやるのもいかなものかと思っていたのですが、最高裁判事の経験を経ることにより、最近、この言葉に対する見方が変わりました。

最高裁判事に就任した際に、ある人から、「最高裁判決に意見を積極的に書くつもりか」と問われました。最高裁での多数意見というものは、様々な検討がなされ、練り上げられてきたものなので、それ自体、相当

木澤会員が関与した事件数

（令和3年5月31日まで）

民事・行政事件

上告	3612件
上告受理	4358件
うち併行申立て	3132件
うち判決件数	141件

特別上告	122件
------	------

特別抗告	2260件
許可抗告	54件
うち併行申立て	34件

刑事事件

上告	3442件
上告受理	42件
特別抗告	1579件

裁判官分限事件	2件
---------	----

に説得力を持ち、隙がないものに出来上がっています。そのような多数意見に対し、私みたいな浅学菲才な者が、一種の思いつきで「意見」なるものを書いてよいものなのか、そのようなことをして歴史に耐えられるものだろうかと非常に悩んでいました。仮に、「今は少数意見であっても、それは先見の明があり、将来必ず多数意見になりうる」というのであるならば、私も確信をもって書きたいとは思いましたが、そこまでのものはなかった。

ただし、キャリア裁判官は、補足意見をよく書かれます。それは、下級審の裁判官向けの発信としての意味があるようです。最高裁判事は、下級審の裁判官から、最高裁判決についていろいろと尋ねられるので、判決の趣旨を正しく理解してもらうために、この文章はこういう趣旨なのだということを補足意見で示すのだ、と。これは裁判実務において、大きな意義があることだと思います。

しかし、例えば私のような立場の裁判官が、単独で、

自身の見解を自由に「補足意見」などとして世に出してしまうと、最高裁判決に対して誤解を招いてしまうこともあり得ます。このような社会に与える影響も考えると、どうしても謙抑的に考えてしまうのです。

—— そうなると、判決に付された「意見」の中でも、裁判官出身者が書く「意見」は参考になる可能性が高いということでしょうか。

キャリア裁判官の「意見」は、ほぼ大丈夫だと思います。

—— 一般的に、「最高裁で結論が変わる」のは、どういう場合なのでしょう。

それは、結果の妥当性について検討が必要な場合です。刑事裁判でも、最後に破棄するときによく使う文言が、破棄しなければ著しく正義に反するという「著反正義」ですね。

—— 刑訴法411条のことですね。

まさにそれです。刑事裁判で言えばそれ。民事裁判でも、やはり「結果が妥当かどうか」なんですよ。

—— 結果の善し悪しということになると、かなり価値判断が反映されてしまいそうですが。

確かに「価値判断」なのですが、例えば、家事事件における親権者の定めや変更、あるいは慰謝料の額など、事実審で事実認定が固まったならば、最高裁は、その価値判断を見直すことなく事実審の判断を尊重すべきです。換言すると、上告するに際して「高裁判決は事実認定がおかしい」というような主張では、まず最高裁を動かすことは難しいです。

制度上、最高裁は、上告事件の全部を蹴っ飛ばすことができる仕組みになっており、そのような多数の事件の中で、「結果の妥当性の観点から結果を見直した方がよい」と思われるものを取り出して、最高裁の審理の対象とするのです。

ただし、許可抗告だけは、原審が許可すると、最高裁は拘束されてしまいます。

—— 最高裁での合議はどのように行っていましたか。

あくまで私個人としての印象を申し上げますが、下級審の合議体は3人ですが、最高裁の小法廷での合議体は5人です。つまり、5人の裁判官が、担当調査官とともに、その事件の「妥当な結論」を出すために協力して取り組んでいくというイメージです。

各小法廷によってやり方は異なると思いますが、私が所属していた第一小法廷では、これがどういう事案なのか、何が問題なのか、全員が共通の事実認識に至るまで、皆で協力して調べていきます。もちろん、その調査段階でも、いろいろな意見が出てきますが、途中の段階では、乗り降り自由、いくらでも撤回自由ということにして、各人が、様々な意見を自由に出すことができるようにしていました。5人の裁判官及び下調べを担当した調査官が皆で協力して事案に対する理解を深め、いかなる結論が妥当なのか、自由な議論をすることで、最後には、全員一致で同じ結論に到達することができるのです。

—— 難しい案件には、どのように対応されていましたか。

例えば、税務訴訟、行政訴訟、知財事件のように、正直、理解するのが難しい事件がありますよね。そういう事件の場合には、審議をする前の段階で、主任裁判官が、いろいろな概念や問題点を説明したり、場合によっては、担当調査官にプレゼンテーションをしてもらっていました。第一小法廷では、そのような説明会を行って、事案に対する理解を深めていくことは、かなりやりました。

—— 第一小法廷では、通常は、どのような週間スケジュールでしたか。

法廷と審議の日は週2日で、小法廷ごとに曜日が決められています。その2日間は、ほかに予定は入れず、絶対空けておきます。

—— その2日間は、朝から晩まで終日、法廷あるいは審議のスケジュールが詰まっているのでしょうか。

いや、そうではないです。午前中は10時半からお昼

頃まで。そこまでに終わらなければ、また延長します。あらかじめ、午後は別件の予定が組まれていることもあります。

「審議」は、いわば結論を出すための各裁判官の意見発表としての審議と、方針が一致したあとに判決の案文を作成するための審議があります。簡単な事件ですと、てにをはを直すだけで済む場合もありますが、難事件ですと、文章を大きく書き直すことが必要な場合もあります。

——例えば、「大川小学校事件*1」は上告不受理という結論でしたが、最高裁は、上告不受理となる事件でも、様々な議論を行うことがあるのでしょうか。

特定の事件について申し上げることは控えますが、あくまで一般論として申し上げると、上告不受理ということは、最高裁は、中身に入らないということです。つまり、最高裁が、中身に入る必要がない、中身に入らない方がよい、という意思表示であり、高裁判決に対して最高裁はいかなる判断もしていません。

これは何を意味するかというと、高裁判決の「結論」を是として、その「結論」を確定させるだけです。つまり、必ずしも、最高裁が高裁判決の「理由」を「是」としているとは限りません。実際、中には、高裁判決の理由よりも地裁判決の理由の方が妥当だと思う案件もありますが、いずれにせよ、高裁判決の「結論」が是であるならば、最高裁は内容に踏み込みません。結論が「是」であるならば、早く判決を確定させて、なるべく早く権利救済をする必要があるという思いもあります。

——最高裁における弁論は、大変儀式的であるというイメージがあります。

かつては、そのように言われていましたが、特に、私が最高裁判事になった頃から、変化していると思います。大谷直人長官は、長官になる前から問題意識を有しておられ、弁論を活性化させるために日々努め

ておられます。

最近では各小法廷で行われていると思われませんが、例えば釈明すべき事項があれば、事前に書記官を通じて、当事者に対して、問題点の指摘をします。また、事前に提出日を決めた上で書面も出してもらいますが、弁論にあたっては、口頭でも陳述してもらいます。

さらに、傍聴人向けには、事案の概要ペーパーを配布することも行われています。今は、さらに一步進んで、最高裁ウェブサイトで、事前にその概要ペーパーを公開しています。今は相当充実していますね。

それと、最高裁では、高裁の結論を変更する場合には、必ず弁論を入れなければなりませんが、結論を維持する場合であっても、弁論を入れることがあります。この点については、結論のいかんにかかわらず、重要な問題については、やはり最高裁の法廷で弁論を闘わせるべきではないかという考え方が背景にあります。

そして、弁論のあとも、必ずまた審議を入れます。これを弁論後審議というのですが、普通の問題のない事案でも、部分的に結論が変わることはあり得ますので、念には念を入れて審議をするのです。

このように、私の5年間の任期の間、弁論の活性化については、最高裁は真摯に取り組んできたと思っています。

——弁論を開くと決まった時点では、もう判決の下書きまで出来上がっているものとイメージしていたのですが。

これは下級審でも同じだと思います。例えば、下級審で尋問するときには、全く判決準備をせずにゼロベースで尋問期日に臨んでいるかというところではなくて、事前に主張と証拠を出し尽くしたところで、判決に向けて一定程度準備をしたうえで、その確認のために尋問をしていますよね。また、民事の控訴事件では、第一回弁論期日の前に、合議体で一応暫定的な結論は出しているというのが実情だと思います。

それと同様に、最高裁でも、暫定的であれ文案の

* 1：不受理決定のため、判例集未掲載

用意はしており、何も準備をしていないわけではないです。そのような準備をしたうえで、当事者双方の意見を聞き、そして、弁論後審議によって確定していくという流れです。

—— 最高裁でも、裁判官は、上告理由書や準備書面も実際に読むのでしょうか。

読みます。一審・二審の判決を読んで、その後に、上告審の双方代理人から提出された書面は必ず全部読みます。

—— 上告人代理人としては、どうすれば裁判官の心を動かすことができるのでしょうか。

最高裁は二審判決の評価を行います、事実審ではありませんので、二審の事実認定に対する不満ばかりを述べるのではなく、法的問題点をいかに効果的かつ的確に指摘しているかが重要です。当事者から指摘がなければ裁判所が気づかない場合も大いにあります。「この判決はおかしい、不合理だ」ということを、書面でうまく伝えることができれば、最高裁の側も、問題点の所在を確認することができるだけでなく、「この代理人弁護士はよくできる人だね」と思います。

—— この結論ではバランスを失するとか不公平だというような「結論がおかしい」という指摘が重要なんですね。

とても大事ですね。理屈もさることながら、結論が絶対におかしいものは、裁判所としては十分に検討しなければならない問題だと思っています。

私が最高裁に入ったばかりの頃、実務に大きな影響を与えたものとして、大法廷が「預金債権が遺産分割の対象になる」という判断をした事案があります(最大決平成28年12月19日)*2。評議の内容については申し上げられませんが、結論について一般論として言うならば、それまでの遺産分割では、預金債権は当然分割されてしまうことで不公平な結果になる場

合が生じてしまうことが回避できませんでしたが、預金債権を遺産分割の対象とすれば、遺産分割協議で微妙な調整を行うことで公平な分割ができるようになったというメリットがありますよね。このときには、従前の「結果」が不合理であるという問題意識から、最高裁が一生懸命理論を考え、それをもとに裁判官が結論を作り上げていきました。そういう意味では、司法権にも法創造という面があるという一例だと思います。

ちなみに、この件は、もともと第一小法廷が担当していたものが大法廷に回付されたものです。第一小法廷の主任裁判官は、私の前任者の山浦善樹判事(当時)でしたが、大法廷回付後に退官されてしまったため、私が着任直後に本件の主任を引き継ぐことになっていると言われ、大変焦りました。

—— 最高裁が「最後の砦」ですよ。

この件のように「結論がおかしい」という指摘があったことにより、結果的に新しい法理ができたという実例が存在するのです。上告の際には、ぜひ「高裁の結論がおかしいので何とかならないのか」と最高裁に伝えて欲しい。最高裁はファイナルジャッジをする機関である以上、最高裁が何とかするしかないのです。それとともに、紛争解決のためにも、最高裁における和解手続を活用して欲しいです。

—— 弁護士出身として苦勞した点がありますか。

就任した時点では、「弁護士出身であることに自覚と誇りをもって、職責に臨む」みたいな趣旨のことを言っていました。でも、弁護士は、依頼者と向き合い、いかに主張立証するかを考えたり、一件一件の事件に深く関わってはいますが、キャリア裁判官と比べれば、圧倒的に扱った事件の数は少ない。たとえ事件への関わり方が浅くても数の重みは大きくて、キャリア裁判官には及びません。キャリア裁判官は、ありとあらゆる事案を取り扱ってますからね。

* 2：民集70巻8号2121頁

——それをどのように克服していったのですか。

私のような浅学菲才の身には初めてのことも多く、わからないことも少なくなかったです。そのときに思い出したのは、司法試験受験時代の民事訴訟法のゼミ。先輩に頼んで入れてもらったのですが、自分が一番年下で、一番できないから、がんがん先輩に質問していました。先輩も、私に負けているわけにはいかないうから、必死になって説明をする。それによって、先輩も私もお互いに理解を深め合うという相乗効果が生まれました。

それを思い出して、同僚の裁判官とか調査官に、何かわからないことがあれば、どんどん質問をして、教えてもらうことにしました。わからないことがあっても、皆さんに教えてもらえばよいと思うと、気持ちが楽になりました。

——質問することは大事ですね。

質問をすれば勉強ができるし、勉強をすると質問ができるようになる。私は、この5年間、ずっと勉強の連続でした。70歳にもなるのに、勉強をさせてもらえるなんて、なんと幸せなことか。しかも、弁護士のようにお金のことを心配したり、依頼者を説得したりとか、そういうストレスがありません。

——民弁教官の経験というのは、最高裁でも役立ちましたでしょうか。

最高裁では、研修所教官経験者というのは歓迎されていたと思います。皆、フレンドリーに接してくれていました。しかも、5年間の間に、調査官の中に、教え子が3人もいた。調査官がもともと知っている人で、お互いに信頼関係があることは大変心強く、本当にありがたかったです。

——最高裁では、休日でも休む暇はないのでしょうか。

裁判所も週休2日ですが、少なくとも日曜日の午前中は、事務所に行っていました。

土曜日の午前中はジムに行くことにしていました。ジムで筋トレ1時間とゴルフレッスン80分。でも、今

年はまだゴルフ場には一度も行けていません。ジムの後に事務所に行くこともありました。

しかし、週一回のジムだけでは、完全に運動不足になりました。弁護士は、徒歩と電車で移動するだけでも、数千歩になるんですよ。最高裁は、車で送迎されて、朝、自室に入ったあと、17時まで籠る。トイレも自室の中にあるし、昼食もテレビや雑誌を見ながら出前で済ませていましたので、一日数百歩程度しか歩かない生活でした。

——最高裁判事になる前となった後とで、弁護士としての考え方に変化はありましたか。

やっぱり弁護士ってどうしても立場があります。公平な立場で物事を判断するというのは、なかなかないですよ。ですから、裁判官の経験を重ねることで、客観的に見通しを述べるのが少しは上達したかもしれません。

——今後はどのようなライフプランでしょうか。

事務所はそのまま維持しておりましたので、弁護士に戻っておりますが、まだ退官して日が浅いので、依頼者やお世話になった方々へのあいさつ回りで忙しくしております。以前のような仕事を続けることができるかは、依頼者の方のお考えもあると思いますが、例えば訴訟代理人として裁判所に出頭してもよいのか、しない方がいいのかなどについても、今後考えていかなければならないと思っています。

——退官直後のお忙しい中、本日はありがとうございます。

プロフィール きざわ・かつゆき

司法修習29期。1977年4月弁護士登録(東京弁護士会)。以降、司法研修所民事弁護教官、法務省人権擁護委員、立教大学法科大学院教授等を歴任。東京弁護士会では、常議員、司法修習委員会委員長、人事委員会委員長等を務める。2016年7月から2021年8月まで最高裁判所判事。2021年8月東京弁護士会に再登録。

東京都不動産鑑定士協会との共催シンポジウムについての報告

弁護士業務改革委員会 マンション部会部会長 神田 元 (54 期)

令和3年11月1日午後1時から午後4時まで、港区虎ノ門3丁目にあります東京都不動産鑑定士協会において、当会と東京都不動産鑑定士協会との共催にて「マンションの管理適正化・再生の円滑化のために期待される専門家の役割」と題したシンポジウムを開催いたしました。当初弁護士会館において聴衆を入れての講演形式で行うことを計画したのですが、コロナ禍が終息しない現状に鑑みて、聴衆を集めせず、全面的にYouTube配信形式において行うこととなりました。

本シンポジウムは、令和2年10月27日に当会と東京都不動産鑑定士協会との間で締結された友好協定の一環としてまずコラボ事業を行おうという両会の意欲の下、実現したものです。

当日は、まず共催者である当会矢吹公敏会長及び東京都不動産鑑定士協会佐藤麗司朗会長から開演の挨拶がありました。両会相互の益々の親睦を図る意義及び国民生活において大きな存在となったマンションに関わる諸問題についての解決の一助に本シンポが貢献できればということでした。

開演挨拶に引き続き第1部として、国土交通省住宅局矢吹周平参事官から、「改正マンション管理適正化法・マンション建替え円滑化法について」の講義を頂きました。まず、マンションの現状・課題について俯瞰して頂いた後、令和2年6月16日に成立したマンション管理適正化法・マンション建替え円滑化法それぞれについて、その改正の内容、及び改正を踏まえて各自治体を含む関係者が何をすべきかについての説明を頂きました。

第1部を踏まえまして、弁護士業務改革委員会マンション部会所属の奥島健二会員から「マンション管理適正化の推進に向けた地方公共団体の取り組みについて」の講義を



頂きました。マンション管理適正化法改正による各自治体として行うべき事項を現状どのようなレベルで推進されているかの状況についての説明がありました。

その後、東京都不動産鑑定士協会の服部毅理事から、「マンション敷地売却制度における鑑定評価以上の留意点」の講義を頂きました。マンション建替えにおける一つの選択肢として敷地を売却するという制度がありますが、その際に价格的に問題となる事項を整理し、その問題事項に不動産鑑定士としてどのように関与するのかについての説明がありました。

最後に、「マンション建替え・敷地売却制度の概要と期待される専門家の役割」のテーマでパネルディスカッションが行われました。進行は、旭化成不動産レジデンス株式会社の太田祐悟氏に務めて頂きました。旭化成不動産において多くのマンション建替えに従事されていた太田氏の経験に基づき、スムーズなディスカッションが進行し、矢吹参事官、服部理事、土屋賢司会員（弁護士業務改革委員会マンション部会所属）を交えた活発な討論がなされました。

最後は、東京都不動産鑑定士協会佐藤四郎研究研修委員長の閉会の挨拶により、無事終了いたしました。

第36回 東京弁護士会人権賞 受賞者決定

総務委員会委員長 中西 一裕 (42 期)

当会人権賞選考委員会（委員長 高橋寿一専修大学教授）は、2021年度の人権賞受賞者を決定し、昨年11月26日に司法記者クラブで発表した。受賞式は12月22日に行い、1月11日の新年式ではその様子を映像で紹介する予定である。

受賞者の紹介は次のとおりである（敬称略）。

◎特定非営利活動法人移住者と連帯する全国ネットワーク(移住連)

移住連は、1980年代から各地で活動を始めていた移住者や外国籍者などを支援するNGO、労働組合、市民団体が、恒常的なネットワークを必要とする状況下にあった中、1997年に発足し、2015年のNPO法人化を経て、24年間にわたり在日外国人の人権保障のために活動を続けてきた。

その活動は、国連へのNGOレポート提出、法改正等についてのロビーイングや国会での参考人陳述、シンポジウム・ワークショップの開催、政府・政党への要望書提出や政策提言、人種差別発言への抗議等のほか、各種書籍の出版やビデオ制作にまで及んでおり、当事者の参加を含めた省庁交渉は発足以来毎年行っている。以下にその一部を紹介する。

2008年には、移住連が国連人権規約委員会に提出したNGOレポートにより研修生・技能実習生問題について初の勧告がなされ、それ以降、外国人に対する様々な勧告を引き出している。

2011年の東日本大震災においては、移住者の情報収集を政府へ要請しているほか、コロナ禍においても、声明の発表、各種要請を行い、2020年5月には公的支援を受けられない難民申請者を含めた仮放免者、帰国困難者、公的支援に容易にアクセスできない移民に対する「新型コロナ移民・難民緊急支援基金」を立ち上げるなど、適時適切な助成・救済活動を行っている。

2021年5月17日には出入国管理及び難民認定法案が事実上の廃案となったが、これは移住連による速やかな抗議声明や国会前のシットインなどの行動が一つの契機となっている。

移住連は、移民・難民・移民ルーツを持つ人々の声が政治に届けられるための媒介組織としての役割を果たすとともに、医療、女性、労働（技能実習生を含む）、人身売買、在留資格、貧困、非正規滞在者などの各分野で未知の領域を切り開き、社会問題化することにも成功している。

これらの諸活動と成果は、東京弁護士会人権賞の受賞に相応しい。

リブラギャラリー

写真募集

表紙見返しの「リブラギャラリー」に掲載する写真を募集しております。ご自身が撮影されたもので、未発表のものに限ります。また、著作権、肖像権等の権利処理上問題のないものに限ります。ご応募は随時受け付けております。ご不明な点等がありましたら、お気軽に編集会議までお問い合わせください。

*原稿掲載の採否等は編集会議にて判断いたします。必ずしも全てのご要望にお応えできるわけではありませんので、ご了承をお願いいたします。

*問い合わせ先：広報課 TEL：03-3581-2251/e-mail：libra@toben.or.jp

理事者としての日常

今回の理事者室からは、副会長に就任して以後の日々どのような生活を送っているのか、理事者としての日常と活動の中で感じたことをご報告いたします。

スタート時の緊張感

4月1日から東弁副会長としての職務をスタートいたしました。そもそも自分に副会長としての職務が務まるのだろうかという不安がありました。また、朝9時ころからの会議も多く、どちらかといえば時間的制約が少ない生活をしていたため、朝の会議に遅れずに参加できるかも不安材料の一つでした。役員として務まっているのかについては今も不安が尽きませんが、朝早く起きることについては何とか対応できています。

日常業務について

今年度から導入された電子決裁をこなし（平均的には私自身は1日20数件くらい。なお、懲戒請求、紛議調停申立書など電子決裁となっていない書類の決裁もあります）、毎日100通を超えるメールの対応と日常的な担当職員からの相談の対応などに追われています。また、今年度も新型コロナウイルス対策を取ることとなりましたが、会議は緊急事態宣言下ではウェブのみ、緊急事態宣言が解除された後もウェブ会議が中心となっています。

夕方時間に役員室に役員が揃っている際には、さまざまなテーマで雑談をすることもあります。そのときは役員室が笑い声で包まれており、ほっとする時間です。

副会長 中井 陽子（54期）

主な担当業務：会員サポート窓口、業務改革、弁護士倫理、広報、法制、男女共同参画、骨髄、会務活動、法律相談、災害対策、紹介センター、OA関係、関弁連



理事者会の様子

理事者会は原則として週2回、9時30分あるいは10時から12時まで行います。司会は5席の堂野副会長と6席の私が交代で行っています。理事者が論客揃いということもあり、議論が白熱し、司会者の立場からは、時間管理に苦勞をしています。ただ、真剣な議論はよりよい結果を生んでいるものと自負しています。

会議等について

やはり理事者になって一番大変だと思うのは会議の多さです。前述の理事者会が週2回のほか、月1回の常議員会、事前の正副議長との打ち合わせ、担当の委員会が20を超えており、委員会の前に委員会内の部会の会議にも出席することもあります。さらに、課題解決のために関係者との打ち合わせなどもあります。

役員が一人で何かできるわけではなく、職員の協力、担当委員会の委員の方々の協力が不可欠です。そしてこの協力を得るためにはコミュニケーションが必要です。このコミュニケーションが相互の信頼関係を生み出す源泉であると実感しております。したがって、この時間をショートカットするということとはできないのだと個人的には思っています。

最後に

弁護士会は委員会活動で支えられ、それは委員の方々の地道で真摯な活動によるものであり、さらに職員が裏方として支えてくれているからこそ継続できているということを強く感じました。解決すべき課題は決して少なくありませんが、最後まで悔いのないように職務を遂行したいと思います。

コロナ禍2年目の常議員会の状況

常議員会議長 小林 七郎 (36 期)



コロナ禍においても常議員会は「リアル」で開催されている。「ソーシャルディスタンス」の必要性からクレオだけでなく3階の会議室も併せて使用する場合が多い。その場合、3階は副議長に仕切ってもらっている。会議の開始前に音声や画像をチェックしたり、会議に入ってから、発言希望者の存在や採決の際の挙手の状況を確認してもらっているが、採決の正確性には神経を使っている。3階の常議員が発言する場合は2階のクレオに降りてきてもらうため移動も大変である。

マスクをしているため、発言者の音声聞き取りにくいのが一番の難点である。発言者には、早口にならないようお願いしているが、思うようにいかないこともあった。議長席から見ていると発言内容を正確に聞き取り、的確に対応しようとする執行部の状況が手に取るようにわかるが、それでもうまく聞き取れずに何度か聞き直すことはある。

不便は感じるし、議長としては神経も使うが、今のところ問題なく議事運営はできていると思う。

今年度は多摩支部会館からリモートで常議員会に参加することが可能となった。第6回常議員会からであるから、まだ回を重ねてはいないが、今までのところ毎回多摩支部会館からの参加はある。今後、検討すべき課題が発生するかも知れないが、このような会議の持ち方は時代の要請するところでもあり、総会についても導入が検討されていくものと思われる。

常議員会は重要な議案が多く、その内容を咀嚼して臨むためには準備が必要である。長文の意見書に目を通すのも相当な時間を要する。しかし比較的若い会員が弁護士会のあり方や課題などを知るには常議員の経験は非常に役に立つはずである。今年度は若手常議員の発言が少ない印象を受けているが、物おじせずに活発な発言と議論を期待したい。

コロナ禍時代の常議員会の光景

常議員会副議長 河井 匡秀 (49 期)



私は、2001（平成13）年に常議員となり、今回は20年ぶり2回目の常議員となります。そのような経験不足の身でありながら、諸般の事情で、副議長という大役を仰せつかることになりました。

副議長といえば議長を補佐することが仕事ですが、基本的には、毎回常議員会の冒頭で、事務局から伝えられた出席者数の報告と議事録署名者の指名をすればいいものと思っていました。

ところが、今年度は、コロナ禍のため3密を避ける必要があることから、常議員会の会場を2階クレオと3階301号室に分けて開催することになりました。このような扱いは、初めてのことです。

会場を2つに分けるとなると、議案の議事進行や質疑、討論、議決等をどうするか大きな問題となりました。理事者や事務局の方々と検討し、最終的には、①議案の審議に

入った段階で、副議長が3階に移る、②2階と3階をオンラインで映像と音声を繋げる、③質疑、討論は全て2階で行う、④議決は、3階は副議長が集計し、賛成、反対、留保の数を書面に記載して、その書面を映像に映して議長に報告する、ということになりました。

常議員の方々のご協力もあり、この方式は非常にうまくいき、ほとんど問題が生じることなく、スムーズに議事進行ができています。また、今年度から、オンラインで繋げて多摩支部会館でも常議員会への参加が可能となりましたが、上記の方式に準ずる形で行われています。このような会議の方式は、コロナ禍が収束した後も、いろいろと参考になるのではないかと考えています。

残りの任期もあと少しですが、コロナ禍の中、大過なく終えられればと思っています。

令和3年10月11日開催 東京地方裁判所委員会報告

「裁判員選任手続」について

東京地方裁判所委員会委員・会員 市川 充 (47 期)

令和3年10月11日に開催された東京地方裁判所委員会について報告します。今回のテーマは「裁判員選任手続」です。

1 裁判所からの報告

まず裁判所から、①裁判員の選任方法、②裁判員の欠格事由等、③辞退、④現状と課題について報告がありました。このうち、①から③については、一般的な制度の説明がなされ、④の現状と課題については、新型コロナウイルス感染症の問題と裁判員の辞退率の上昇・出席率の低下の問題が紹介されました。

辞退率は、平成22年の53%が平成29年以降は66%になっており、上昇した背景として、高齢化社会の進展（70歳以上であることが辞退事由としてある）、雇用情勢の変化（休暇がとりにくい）、審理日数の長期化（当初平均5日であったものが現在は10日）、裁判員についての国民の不安感の上昇・関心の低下といった点が挙げられました。

出席率の低下については、平成22年の80.6%が平成29年に63.9%となったこと、現状、裁判員を選任できないという深刻な事態ではないので、裁判所は、辞退そのものについては問題視していないが、無断欠席は放置できないと考えているとのことでした。そして、出席率を上げるため、広報活動のほか、保育・介護施設の案内、職場への協力要請書面の候補者への送付、質問票の未回答者への再通知などの工夫が報告されました。

なお、コロナ禍での出席率はやや上昇しており、これはテレワーク等により参加しやすくなったのが原因ではないかとの説明がありました。

2 意見交換

意見交換では、辞退率と出席率の点に意見が集中しました。今後18歳以上の人が裁判員候補となると出席の確保が一層困難になるのではないかと意見、無断欠席者が多いのは、制度発足の当初と比べ関心や意識が低くなっているからで、教育、広報がもっと必

要ではないかという意見、一般の国民は訴えられたくもないし、訴えたくもない、まして裁判員などに関わりたくないという意識があるので、裁判員には意味があることを小さいときから教育することが必要だとの意見、実際の裁判員裁判では、検察官、弁護人がわかりやすい進行をしており、これが国民に伝われば関心は高まるのではないかと意見（これに関連して、検察官委員からは検察庁としてもわかりやすい裁判を心がけているとの紹介が、弁護士委員からは弁護士会では研修等を定期的に行っていることが紹介されました）、国民が裁判に参加することの意義や裁判員制度により裁判がよくなったことをもっと国民に示して意識を高めるべきだとの意見、守秘義務の負担を軽減する措置が必要だとの意見（これに対しては裁判所から守秘義務の範囲を裁判員に説明すると裁判員の心理的負担は小さくなるとの説明がありました）が出されました。

裁判所からの「出席率を上げる方法として何が考えられるか」との質問に対しては、会社員が裁判員裁判のために会社を休めるような法制度が必要であるとの回答、選任手続の通知の発送時期を現在の6週間前よりももっと早めてはどうかとの回答、拘束時間をもっと短くすべきとの回答、コロナ禍でのテレワークにより出席率が上昇したことは今後の対応のヒントになるのではないかと回答がありました。

その他、辞退の理由（たとえば「重要な仕事に従事」の解釈）を国民が自ら判断することには無理があるのではないかという意見、現在の辞退率や出席率をみると裁判員になれる人に偏りが生じているのではないかと意見も出されました。

3 次回令和4年2月16日のテーマは「民事交通訴訟」となりました。

地方裁判所委員会、家庭裁判所委員会に取り上げてほしい話題やご意見等がありましたら、下記当会バックアップ協議会担当者までご連絡ください。

*問い合わせ先：司法調査課 TEL.03-3581-2207

第1回 司法アクセスをすべての人に —東京パブリック前編—

公設事務所運営特別委員会委員
東京パブリック法律事務所

谷口 太規 (58 期)

1 「存在と尊厳」を支える

(1) 路上での出会い

先日、高齢者施設でMさんが亡くなった。

Mさんと会った10年前の日を今でもよく憶えている。裁判期日を終え、東パブの同僚と二人、霞ヶ関からの丸ノ内線を池袋で降りて事務所への道を歩きかけた時だった。強い陽射しの中、路上にしゃがみこむような、横たわるような、一人の高齢の女性が目に入った。ぼろのような布は纏っているが、やせ細った身体とは合っておらず、直視するのも気まずさを覚えるような、ほとんど裸に近い状態だった。

池袋駅周辺にホームレスの人たちは少なくない。2、3歩通り過ぎたが、そこで少し逡巡して、同僚と二人で彼女の元に戻って声をかけた。司法アクセス障害の解消を事務所のミッションとして掲げながら、所員全員が通る道にいる彼女の存在を放置することは、矛盾するように感じたからだった。

「大丈夫ですか？ 必要なものはありますか？」そう聞かされると、彼女は「あんたはタバコやるのかい？」と言った。目はこっちを見ているようでいて、どこもなく焦点が定まっていなかった。おそらく何らかの精神的な疾患があると思われた。「タバコはないです。何か食べ物はありますか？」「私はタバコやらない人とは付き合わないんだけどねえ。甘いのは、何かあるかい？」

(2) 伴走—生活保護申請、退院支援、遺産分割

あまり会話にならなかった。いったん事務所に戻って、法律相談を数件した後、コンビニでお菓子を買ってもう一度行った。さっきよりは話ができた。

次の日から、毎日お菓子を持って声をかけた。少しずつ口数が増えていった。その中で、池袋のホーム

レス支援団体のスタッフの名前が出てきたため、連絡を取ってみた。「Mさんですね。私たちも随分前から関わっているのですが、支援拒否的なところがあって。おそらく統合失調症があると思います。以前生活保護も受けていたと思いますが、途中でいなくなっていました。」

何日かして、路上で食べるのはなんだから、と、近くの事務所まで来ることを誘った。Mさんはやってきた。しばらくして毎日事務所に来ては相談室でおやつを食べることが彼女の日課となった。私たちは事務所の朝礼で、「今日のMさん」を共有し、事務所全体で彼女が来やすい雰囲気作りを心がけた。

信頼関係ができたと感じられた頃、次のステップに移った。地元NPOと連携をしたシェルター入居から、弁護士が窓口に行きしての生活保護申請、医療への受診を経て、紆余曲折があったが、アパート暮らしが始まった。

そこから日常生活のサポートはNPOのスタッフの方をお願いしたが、トラブルがあれば私たちが関与することとした。アパート生活が始まって間もなくして生じた症状悪化と入院時には、面会を重ね退院に向けて医師や福祉課との調整をした。姉が亡くなったとの通知が来たとの連絡を受けて、遺産分割手続きの代理をし、彼女が正当な配分を受けられるようにした（この過程で、彼女は資産家出身であったが、精神疾患のために自身の財産管理をうまくできずに路上暮らしとなってしまったことがわかった）。彼女はその後、介護付きの高齢者施設に入った。好みのはっきりした人であったが、すっかり気に入ってくれた。親身に関わってくれていたNPOのスタッフの方と一緒に、お小遣いを持って近くのコンビニにおやつを買いに散歩に行くのが楽しみだと繰り返し言っていた。

(3) 成年後見、そして看取り

途中、私たちは、判断能力万全とは言えなかった彼女が貴重な資産をしっかりと使っていけるように、保佐申し立てを行った。そこで、東パブが法人として保佐人に選任され、私が最初の担当弁護士となった。東パブの弁護士は任期制で入れ替わりがあり、私もその後留学で事務所を出たが、他の弁護士が引き継ぎ、最終的には当事務所の後見班（法人後見を専門的に対応する弁護士と社会福祉士のチーム）において彼女を看取った。出会いから10年が経過していた。彼女は、出会った当初は人への不信感から時折攻撃的な対応をしたが、晩年の彼女は穏やかで、甘いものを好み、やせ細ったかつての姿は想像できなくなっていた。

* * *

彼女が安らかに天寿を全うしたことを知った時、その来し方を振り返り、私たちの事務所の役割を再確認した。路上での困窮、生活保護申請、精神科病院への入院、相続、認知機能の低下といった、一人の方の人生のさまざまな時期の課題に、法的知識と地域でのつながりを活かしながら10年間サポートし続け、その穏やかな晩年に貢献することができた。路上で、さまざまな否定の中で、文字通り踏み潰されそのまま消えてしまいそうだった一人の存在とその尊厳を、10年間かけて回復し、まもり、ささやかかもしれないが幸せの断片をその手に握ってもらった。

このことを、この地域で、一定規模で、継続的に展開できるのは東パブしかないだろう。そのことへの自負とともに、東パブの存立を支え続ける当会の一員であることを誇りに思った。

2 今、公設事務所の役割とは

市民の中の法曹を標榜した司法制度改革が始まってから20年以上が経つ。公設事務所は、この改革の申し子であり、駆動役であり続けた。東パブだけでも、司法過疎を解消するため、50人近い日弁連ひまわり基金法律事務所および法テラススタッフ弁護士を養成して全国各地に送り出してきた。行政福祉機関と連携し、生活困窮者の法的紛争に対応するため、常時700件以上の民事法律扶助事件を受任している。また、法の救済が及んでいない人にアウトリーチするための、さまざまなプロジェクトを立ち上げてきた。例えば、急増する外国人住民の方の法的課題に多言語と専門性で対応する外国人国際部門（FISS）、虐待事案や無資力案件等、後見人のなり手が少ない成年後見にチーム体制で取り組む後見部門（現在100件程度）などがそれだ。

司法制度改革が生んだものについては弁護士の中でもさまざまな意見がある。しかし、弁護士人口が増大しても、法テラススタッフ弁護士が生まれても、インターネットが発達しても、その隙間で法的救済にたどり着けずにいる人が未だ少なくない現実がある。毎日何万人の人が通り過ぎる雑踏にMさんが長いこと独りじゃがみこんでいたように。社会構造に目を凝らし、こぼれ落ちそうな人たちにアウトリーチし続け、地域のネットワークを活かしながら対応する、そんな公設事務所の役割とその責務の大きさを感じ続ける日々である。



東弁ネット研修の新サービス 「研修ツリー」のご案内

弁護士研修センター運営委員会副委員長 前田 哲兵 (63 期)

新サービス「研修ツリー」をリリースしました

当センターでは、他会では類を見ないほど多くの研修を実施しており、それらを「東弁ネット研修」としてストックしています。

その数は約600講座もあり、掲載分野も、離婚、相続、労働、知財など多岐にわたります。

ただ、「掲載している動画の数が多くて、どの動画を観たらいいのか分からない」というお悩みもあろうかと思います。

そんなお悩みを解決すべく、この度、「研修ツリー」という新サービスをリリースいたしました。

研修ツリーの内容

「研修ツリー」は、以下の代表的な分野ごとに、当センターがお勧めの講座をピックアップしたものです。それぞれの分野ごとに入門編、基礎編、アドバンス編から構成されています。なお、掲載分野は今後さらに増える可能性があります。

研修ツリー掲載分野

- ①離婚、②後見、③相続、④交通事故、⑤外国人、⑥破産・再生、⑦不動産、⑧企業法務、⑨知財、⑩労働、⑪インターネット、⑫消費者、⑬経済法・金融法、⑭刑事

まず、入門編は、「当該分野の業務を初めて扱う際に全体の概要を掴むこと」をコンセプトにしています。初めにざっと観ることを目的としていますので、入門編は1コマ（約2時間）を原則として、敷居を低くしています。

次に、基礎編は「当該分野の業務ができるようになること」をコンセプトとして6コマ程度ご用意しております。入門編を観ていただいた後に、基礎編を通して6コマ観ていただければ、当該分野の事件処理に必要な知識・ノウハウを、一通り得ることができると思います。

そして最後に、アドバンス編は、「当該分野の業務開拓に資すること」をコンセプトとして6コマ程度ご用意しております。こちらは、基礎編を観て研鑽を積まれた会員（もしくは既に当該分野の基礎的な知見をお持ちの会員）が、当該分野における知見をさらに深め

るために観ていただくことを前提に選定しております。

このように、ご自身が研鑽を積みたい分野について、入門編、基礎編、アドバンス編と順番に学んでいただくことによって、自然とステップアップできる仕組みになっています。ご利用くださった方の知識が少しずつ着実に育っていく様子を樹木の成長にかけて「研修ツリー」と名付けました。

モチベーション維持のため

自己研鑽が大切なのは言うまでもありませんが、その結果というのは目で見ることができませんし、誰も褒めてくれません。自己研鑽に励むことは弁護士として当然のこととされていますが、とはいえ、モチベーションを維持することは容易いことではありません。

そこで、今回の改修では、研修サイト上に、会員1名につき1本の研修ツリーを用意し、1人1人の受講状況によって、それぞれの研修ツリーが成長していくような仕組みを採用いたしました。

いわばスタンプラリーのように、ご自身が着実にステップアップしていく様子を楽しんでいただき、モチベーション維持に役立てていただければと思います。

訪れたくなるサイトを目指して

研修ツリーのサイトのコンセプトは、「訪れて楽しいサイト」です。

上記のとおり、14つの各分野ごとに入門編、基礎編、アドバンス編をご用意しているわけですが、例えば離婚事件の「入門編」を観終えると、ご自身の研修ツリーの離婚事件の蕾が色づき、その後、「基礎編」を観ていくとその蕾が徐々に開花し、「アドバンス編」を観終える頃にはその花が満開になっているという仕掛けを施しています。

また、ご自身の研修ツリーにある14つの蕾や花をクリックしていただくと、当該分野の受講状況の詳細を確認できるようになっています。

蕾から満開までの変化は6段階ございますので、ご自身の研鑽・努力の過程が着実に目に見えて把握できるかと思います。

是非、一度、サイトを訪れてみてください。皆様の研修ツリーに満開の花が咲くことを願っております。

① 入り口は、東弁ホームページの会員サイトから

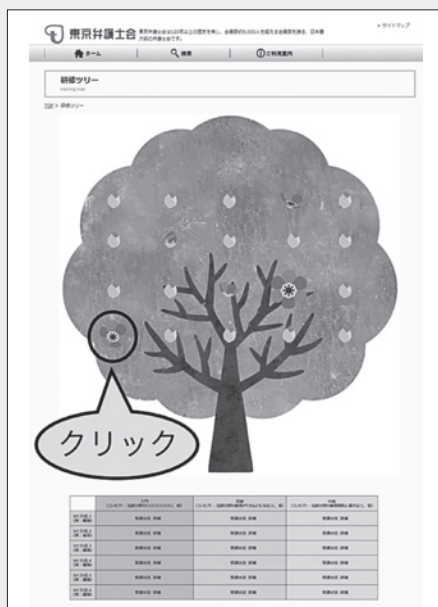


② 東弁ネット研修サイト上の「研修ツリー」をクリック



なお、これまでの東弁ネット研修サイトとは入り口が異なります。従前の東弁ネット研修サイトにブックマークをつけてくださっていた方は、ブックマークを付け直してください。

③ 研修ツリーサイトの全体像



④ 各分野ごとの詳細ページ



その他の改修について

研修サイトの利便性向上のため、今般、以下の改修も行いました。

◆従前は、ネット研修に会員登録をしないと研修サイト内にどのような研修があるのか閲覧することができませんでした。しかしそれですと、「サイトの中にどのようなコンテンツがあるのか見てみたい」というニーズに応えられていませんでした。そのため改修によって、そのような登録をせずとも、サイト内を自由に閲覧できるようにいたしました（ただし、下記のとおり、実際に視聴する際は、従前どおり原則有料です）。

- ◆従前は、ネット研修に会員登録をするには、一律、年会費5000円（ただし、いわゆる貸与制世代である新65期～70期は無料）を支払う必要がありました。しかしそれですと、「この講座1つだけをとりあえず観たい」といった特定のニーズに応えられていませんでした。そのため改修によって、年会費5000円を支払わずとも、1講座単位でコンテンツを購入できるようにいたしました。
- ◆支払い方法として、銀行振り込みの他、クレジットカード決済にも対応いたしました。

リニューアルされた東弁研修サイトが会員の皆様に親しまれることを願っております。

第3回 社会保険制度上の仕組みを通じてワークライフバランスを支援している事務所



鈴木 善和 会員 (39期)

年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律（令和2年法律第40号）の施行により、2022年10月1日以降、常時5人以上を使用する法律事務所は被用者保険の強制適用対象となる個人事業所に追加されます。これまでは、法人化されている場合を除き、法律事務所の勤務弁護士は弁護士国保・国民年金等に加えるのが一般的でしたが、今後は労働保険（労災保険及び雇用保険）に加えて、健康保険（協会けんぽ）及び厚生年金への加入を検討するケースが増えることが見込まれます。この2つの場合では、特に出産・介護時に、出産手当金、育児休業給付金及び介護休業給付金の有無並びに出産前後の保険料免除制度等に大きな違いがあります。

そこで、本企画の第3回目は、両方のタイプの弁護士が所属する事務所の経営を行っている鈴木善和会員（当本部委員、39期）にお話を伺いました。

男女共同参画推進本部委員 小林 香織 (68期)

—— 事務所のことや所属弁護士の社会保険加入状況を教えてください。

私が所長の個人事務所で、私以外の所属弁護士2名、事務局職員1名の事務所です。弁護士は1名が弁護士国保・国民年金のいわゆる従来型で、もう1名は健康保険・厚生年金・労働保険のいわゆる労働者型です。

—— 従来型と労働者型の弁護士が両方いらっしゃる事務所は珍しいのではないかと思います。どのような経緯でそうなったのでしょうか。

もともとは事務局員の中途採用をしたのがきっかけです。その方が以前の職場で入っていたものを活かして長く働いてもらえるよう、労働保険に加え、健康保険、厚生年金の加入手続きを行っていただきました。また、当時は弁護士が私一人でしたので、私に何かあった時のために、退職金についても中小企業退職金共済に加入して整えました。

その後、一人目の勤務弁護士（Aさん）を採用しましたが、この時は従来型でした。Aさんが任期付き公務員となる際、常勤の弁護士がいなくなるということで、二人目を採用しました（Bさん）。Bさんも、入所当初は従来型でしたが、結婚後、今後の業務の見込みなどを考えて労働者型で仕切り直したい、と

いう申し出がありました。

私としても、長く働いてもらうには産休育休の問題も考えないといけないと思っていましたので、申し出を快諾しました。その際、任期終了で戻ってきたAさんの希望も再度確認しましたが、Aさんは従来型を希望してそのままとなっています。Aさんは、公務員の間に産休育休をクリアしていることや、事務所復帰後も常勤でなく、他の非常勤勤務も行っているという事情の故かなとも思っております。

—— 労働者型導入のハードルはありましたか？

雇用主負担はありますが、それほど大きな金額ではないですし、導入後も特に悩みはありません。

—— 労働者型導入についてのアドバイスをお願いします。

加入手続きは、事務局員がすでに加入していればさほど面倒でもありません。雇用主負担は多少の出費となりますが、安心して働いてもらえるという利点があります。勤務弁護士の立場からしても、男女を問わず、それぞれのキャリアプランやライフプランによってはメリットがあると思います。今後は、労働者性をよく検討されて加入するケースが増えるのではないのでしょうか。



新型コロナウイルスのもとで" Part2 ~こんな工夫・取り組みをしてきました(会務編)~

〈vol.5〉

オンライン交流会

会員 松木 裕 (67 期)

中小企業法律支援センターは、弁護士側から中小企業に積極的にアプローチをして法的課題の解決を支援するアウトリーチ活動に取り組んでいる。その活動の一環として他士業との間で定期的な交流を図っているが、新型コロナウイルスの感染拡大によって、対面による交流を断念してオンラインツールを用いた交流が多くなった。

そのような場合に利用するオンラインツールはZoomが多いが、コミュニケーションの方法や印象等は、やはり対面による場合と異なることは否定できない。現に、Zoomのブレイクアウトルーム機能を用いて弁護士1名と他士業1名合計2名を1グループとして交流会を開催したことがある。その交流会は



盛況のうちに終わったが、交流会開催後、もう少し自由に、自身が希望する相手と交流を図りたいという感想があった。

管理者が一方的に相手や時間等を指定するZoomのブレイクアウトルームでは自由な交流が難しいということで、別のオンラインツールを検討すると、「SpatialChat」というオンラインツールが候補にあった。

「SpatialChat」は、2次元の仮想空間内に参加者のアイコンが表示され、参加者がそのアイコンを動かし、他の参加者のアイコンに近づくとお互いの声が聞こえるようになり、逆に距離が離れると声が聞こえなくなるなど、他のオンラインツールとは異なり、より対面に近い形でコミュニケーションを図ることが可能となり、自身が希望する相手と交流を図りたいというニーズも満たすことができる。

令和4年以降になる見込みであるが、本稿執筆時点（令和3年10月）において「SpatialChat」を利用した企画開催を検討している。当会の会員のみならずも参加できるよう検討を重ねているため、企画が実現した場合は是非参加をして、試行錯誤を重ねた企画の感想を率直に聞かせてほしい。



こちらから読んでね

年明け





第6回 ハンセン病問題が弁護士に問いかけること

東京三弁護士会ハンセン病問題協議会委員 赤沼 康弘 (29 期)

1 ハンセン病問題とは

ハンセン病は、かつて「らい病」と言われた感染症であるが、その原因とされる「らい菌」は、感染力も発症力も非常に弱く、発病することは稀である。しかし、日本では、1907年に放浪する患者の強制隔離が開始され、1931年には対象を全患者に拡大する「癩予防法」制定により強制隔離が推し進められ、1996年3月の新「らい予防法」廃止まで約90年の長きにわたる強制隔離政策がとられてきた。行政は、地域で「無らい県運動」を起こし、ハンセン病患者をあぶり出して療養所に追い込んだ。それは、全ての患者を終生療養所に閉じ込めるという絶対隔離であった。ハンセン病に対する偏見と差別は国により固定化され、家族も差別により地域社会から追われた。これが、憲法に反する重大な人権侵害であると公的に認められたのは、2001年5月の熊本地裁判決による。

2 これほどの人権侵害に対し
弁護士は何をしてきたか

多くの市民がハンセン病に対する偏見と差別のなかにあり、またその人権侵害に無関心であった。弁護士、弁護士会も同様だった。

新憲法下の1953年に、絶対隔離政策を継続しさらに強化する「らい予防法」が制定された。ハンセン病療養所入所者からは大きな反対の声が上げられたが、弁護士会は何の反応も示さなかった。その後、その甚だしい人権侵害性に気づいた行政担当者がいたものの、療養所のなかで差別から守るしかないとの意識にとらわれ、結局この法律は1996年まで存置され続けることとなった。パターンリズムの極地

というほかない。が、このような発想は専門家が陥りやすい陥穽でもある。

法曹は、実は傍観者にとどまるだけではなかった。1948年から1972年までの間に、被告人がハンセン病に罹患していることを理由として95件の刑事特別法廷、それもその少なくない件数が隔離施設であるハンセン病療養所内で開かれ、弁護士は弁護人として特別法廷の審理に協力していたのである。ハンセン病を理由とする、また隔離された施設のなかでの裁判だったのだが、裁判官、検察官とともに弁護人も、これが憲法に反する重大な差別であり、公開原則に反するものだと思い至ることはなかった。あるいは正確な知識を持たないまま、公衆衛生上やむを得ないと判断したのかもしれない。このことは、積極的に隔離政策に関与したと言われても否定できない大きな失点として歴史に残された。

熊本地裁判決を引き出したのには弁護士の力があつたのはまちがいないが、問題意識を持つことなく特別法廷に関与し、らい予防法を放置してきたのも弁護士であった。日弁連は、熊本地裁判決後の2001年11月、人権擁護ならびに社会正義の実現をその使命とする当連合会も、患者らの深刻な被害を見過ごしてきた責任を改めて自覚するとして謝罪の特別決議を行った。

弁護士は、常に人権意識をもって事象に対処することが求められる。それは人権課題を追及するときだけのことではない。ハンセン病隔離政策の歴史が示している教訓をくみとらなければならない。

しかし、未だハンセン病に対する偏見と差別はなくなっていない。のみならず新たな感染症に対する差別意識も再生産されている。傍観者となっていてはならない。

東弁今昔物語 ～150周年を目指して～

第3回 代言人制度の創設（江藤新平の登場）

司法改革総合センター幹事・東京弁護士会歴史研究会 井上 壮太郎 (63期)

1 日本の政治思想においては、司法は常に行政と不可分一体の機能を持つものと認識され（例：検非違使、奉行職）、「司法権の独立」という観念はありませんでした。また、版籍奉還が実現した後も、裁判は、各藩法に基づき藩知事が執り行っていました。そのため、司法の近代化の第一歩は、藩知事の領主裁判権を吸収して統一的な裁判権行使の機関を作り、裁判権を行政的干渉から解放独立させることにありました。

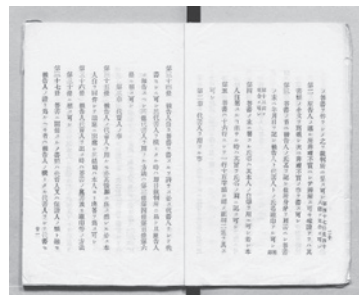
また、不平等条約の改正を諸外国と交渉するため、日本も相手国と同じような近代的法治国家の体裁を整える必要がありました。そのため、太政官は、明治3年より、民法典編纂事業を開始しました。この編纂事業にあたっては、財産法はフランス人ボアソナードに起草を依頼し、身分法は日本の風俗習慣を尊重するため日本人が起草作業を行いました。

2 明治4年7月に発足した司法省は、民法典編纂事業を引き継ぐとともに、フランス法学の教育を目的として「明法寮」という法律学校を設置するなど、西欧文物の急速な輸入消化に乗り出しました。その一環で、廃藩置県後も地方官の権限下にあった裁判制度を中央に吸収しようと努力していましたが、府県を管轄していた大蔵省の抵抗が強く、難航していました。

3 事態が一変したのは、司法卿・江藤新平の登場でした。江藤は、明治5年4月に司法卿に就任するや、同年8月には、わが国最初の裁判所構成法とも言うべき「司法職務定制」を公布しました。

司法職務定制は、司法省の下に裁判所を設置することを定めるとともに、判事・検事の職制を定め、代書人・代言人制度も創設するなど、代訟禁止の伝統的原則を排して、民事訴訟における代理を一般的に容認するものでした。この代書人・代言人は、今日の司法書士、弁護士の前身にあたるものです。

4 さらに、明治6年7月に公布された「訴答文例」により、代書人・代言人の役割が具体的に定まることになりました。



訴答文例並附録
(国立国会図書館ウェブサイトから転載)

ただし、代言人の職務は民事訴訟代理に限られ、刑事弁護は認められませんでした。また、フランス法制の影響を受けたため、代言人がいる場合でも訴訟関係書類の作成は代書人に限定されていました（代書人強制主義）。

しかし、人材不足もあり、明治7年には太政官布告により代書人強制主義が廃止され、さらに、明治9年公布の「代言人規則」で代言人に一元化されて、代言人が法律専門職として認知されるに至りました。

5 もっとも、当時の代言人の資格は「盲聾無筆及び未成年者」を除くとされるだけで、格別の資格要件はなく、誰でも代言人になることができました。司法省が参考にしたフランスの司法制度では、代訴士も弁護士も一定の資格要件を経た上で認可される専門職でしたが、明治初期の段階では、形式を整えることを急いだため、外国法制度の継受といっても制度の持つ実質的意義や効果まで十分に検討する余裕がありませんでした。当時のフランスは、市民革命を経て、市民的権利の伸長とともに弁護士制度も成長してきましたが、そのような過程を経ずに成立した明治政府がそれを理解することは容易ではなかったようです。

そして、その結果、代言営業に過当競争が起こり、いわゆる「三百代言」の弊害が起きたと言われています。

多摩支部ってどんなところ？

——多摩支部 連載——

第2回 多摩はよいとこ一度はおいで

東京弁護士会多摩支部支部長 中嶋 靖史 (47 期)



国営昭和記念公園(立川市)にて

多摩、ここは東京か？

荏原郡碑文谷村と聞いてどこか分かる人はいったいどれくらいいるだろうか。碑文谷と聞けばピンと来る人があるかもしれない。東急東横線の学芸大学駅と都立大学駅の間に位置するところで、高級住宅街といわれているところである。警察署もあるので行かれたことのある人も多いであろう。そう、かつてここは村だったのである。村から町に変わったのはなんと昭和2年のことである。学芸大学駅から4駅行ったところが渋谷である。渋谷が町になったのは明治42年である。その前は豊多摩郡渋谷村であった。なんと明治42年まで渋谷は村だったのである。

「多摩」のことを紹介するはずなのに、なぜ、目黒や渋谷の話などをするのか、と思われる方もいるであろう。みなさん、「多摩」といってどのようなイメージを持たれるだろうか。田舎、地方、自然豊か、そんなイメージではないだろうか。私は23区で生まれ育ったこともありずっとそんなイメージを抱いていた(多摩の方でめんなさい)。私は小金井市にある高校に高田馬場から通っていたが、当時は「ここは東京じゃない!」と思っていた。

多摩は進んでいる!

「多摩」に存在する五日市、青梅、八王子、誰でも一度は聞いたことがあるであろう地名である。これらの地が町になったのはいつだか御存知だろうか。なんと明治22年、渋谷がまだ村だったときに既に町であった。渋谷にさかのぼること20年も前に町になっていたのである。碑文谷に至っては五日市が町になってからおよそ40年もたってようやく町になったのである。そう、「多摩」は決して田舎で

はないのだ! 渋谷や目黒なんかよりよっぽど進んでいたのだ!

昭和43年五日市のとある民家の土蔵から憲法の草案が見つかった。これは明治14年に起草されたものである。伊藤博文がヨーロッパに渡って憲法の調査に行ったのが明治15年、大日本帝国憲法が公布されたのが明治22年であるから、それよりも前に五日市で憲法の草案が作られていたのである。多摩はその一部が神奈川県になったり、東京都になったり変遷を重ねている。その理由は多摩川の水の奪い合いといわれているが、一説によると多摩地域では自由民権運動が活発に行なわれていたため、時の政府はその勢力をそぐためにこのようなことをしたともいわれている。この憲法草案もそのような運動の一環として作られたものである。この草案は「日本帝国憲法」という表題で書き始められているが、発見された場所にちなみ「五日市憲法」と呼ばれている。人権感覚に優れた規定も盛り込まれており、是非御一読いただきたい内容である。

青梅は多摩川が目の前を流れ、五日市は秋川が直ぐそばを流れる。秋川はもう少し下流で多摩川と合流する。このあたりは山林資源に恵まれる場所である。エネルギー革命が起きる前は材木は燃料になり資材にもなる物資であった。今の原油と同じである。山から木を切り出し、筏に組んで川で運搬する、オイルマネーならぬウッドマネー、こうして経済的にも非常に栄えていたのであった。もう多摩は田舎だなんていわせません!

各地の歴史

八王子

もとは甲州街道の宿場町として栄えたところである。江戸時代から絹織物が盛んで養蚕業も営まれ

ていた。明治になり絹を輸出するようになると八王子から横浜まで絹の道が作られた。また、明治41年には八王子から東神奈川まで鉄道が敷かれた。それが今の横浜線である。このように八王子は絹の町として栄えたため「桑都」と呼ばれている。八王子は多摩地区では非常に重要な町であり、多摩地区の中心である。八王子が市になったのは大正6年、これに対して新宿が市になったのは大正9年、渋谷に至ってはなんと昭和7年である。そして、12年前までは裁判所の支部も八王子にあった。

立川

ここはブラタモリで有名になった河岸段丘である。河岸段丘の特徴の一つである広大な平地すなわち段丘面が駅北側に広がっており飛行場を作るにはもってこいの地形であった。そのため戦前は日本軍の飛行場があり、戦争に負けてアメリカに取られて米軍基地となり、返還後は公園、商業施設、学校、病院、行政施設など様々な機関が多数存在している。裁判所も12年前八王子から移転して現在は立川支部となっている。それに合わせて検察庁も立川に支部を移している。このように立川駅北側は広大な平地であり、空がとても広い。天高くヒバリがさえずっている。裁判所に行かれた帰りに是非立川の広い空を見上げてほしい。

広い大地の南の端は崖線となっており、その先に多摩川が流れている。河岸段丘の特徴として段丘崖の下には湧水が出ていることが多い。立川の崖線も湧水が至る所にある。川があり水が湧くので、人々はそこに集落を作り生活することになる。そのため立川駅の南側はあちこちに古墳がある。なんと1353年に創建されたお寺に現存する、1361年に作られた六面石幢ろくめんせきどうという国宝が立川にはあるのだ！また、日本の学制は明治5年にできたがその2年前に郷学校と呼ばれるものが立川にでき、それが現在の立川市立第一小学校である。日本で3番目に古い小学校で東京都内では一番歴史のある小学校である。また、立川には富士見町と名付けられた地区があり、その名の通り富士山が綺麗に見える。立川駅からは少し距離があるが、是非脚を伸ばしてほしい。多摩川の土手から見る富士山は絶景である。



立川から見た富士山

心折れ真白き富士に救われる

ちなみに1353年当時銀座は海の底、銀座が陸地になるのはそれから約250年後である。

町田

多摩川の南側は小高い丘が連なる。多摩丘陵と呼ばれているところである。我が母校中央大学の脇をとおりこの小高い丘の峠を越えた先が町田である。このような位置にあるため、中継地として栄えたようである。ここは東京都なのになぜか鎌倉街道と名付けられた道がある。それはなぜか。そう「いざ鎌倉」のときにここを通過して鎌倉に向かったからである。かの新田義貞も鎌倉幕府倒幕のため北関東から鎌倉に攻め入る際この道を通ったとのことである。町田市は神奈川県内に半島のように突き出している。そのためか、町田は神奈川県？とよく言われることがある。かくいう私も町田簡裁に郵便を出そうと思い住所を調べようと裁判所のホームページを見たがいくら探しても見つからなかった。あれ？おかしいな？と思いよく見たら横浜地裁管内のページを見ていた。町田の方ごめんなさい。でも、町田は神奈川県だったときもあったんですよ。

多摩は素敵！

「多摩」には他にもまだまだ魅力的な場所がたくさんあるが、紙面の都合で残りはまた別の機会に委ねたい。

「多摩」はこんなに素敵なおところである。是非多摩に来られた際はこのような多摩の魅力をじっくりと堪能していただきたい。

わたしの修習時代

紀尾井町：1948－70

湯島：1971－93

和光：1994－

49期 (1995/平成7年)

25 周年に思う

会員 石田 恵美 (49 期)



平成6年11月 司法試験合格発表
合格者740名（うち女性157名）
平成7年1月17日 阪神淡路大震災
同年3月20日 地下鉄サリン事件
同年4月 第49期司法修習生、和光に集まる
平成9年3月 司法研修所卒業、それぞれの道へ

・・・私たち49期は今年度で25年目となる。昨夏には、名古屋での25周年記念大会が予定されていたが、残念ながらコロナ禍のため中止となってしまった。

当時は12クラスで、私は5組。60名中12名が女性だった。先日、クラス最年長だったIさん（岐阜県弁護士会）から電話があった。「やっぱり歳取ったわあ。仕事減らそうと思って、私に頼んだら報酬は高いよ、他の先生に頼みやって言うんやけど、どうしてもって言う人がいるからねえ。断れんのよ」という。電話口の声は相変わらず大きくハリがあるが、もうすぐ70歳だという。娘さんを育て上げ、今やおばあちゃんでもある。

ふと、研修所のアルバムを開いてみた。「和光第二期」と書いてある。そうだった。ピカピカの教室、真新しい匂いの寮。寮生がランバブ（ランドリーバブ。寮の洗濯場前での呑み会の略称。当時、役人接待で問題となったランジェリーバブではない）で熱く語っていたパワーを思い出す。ソフトボール大会やいずみ祭（寮祭）もあった。いずみ祭で森高千里の「私がオバさんになっても」を歌っていたら、教官からマジでやめなさいと言われたのは、当時私が妊婦だったから。隣席のYさん（奈良弁護士会）もほぼ同時期に妊娠し、「つわりが

酷くなったら後ろで寝ちゃおうね」とか妊婦トークに花が咲いていた。前席には子育て中のSさん（第一東京弁護士会）もいて、保育園とかお弁当作りとか、生き生きと話してくれた。当時はまだワープロ全盛期だ。モバイルパソコンもなければ、子育て支援なんてもものなかった。それでも、周りにIさんやSさんがいたので、なんとかするような気がしていた。今で言うロールモデルかもしれない。出会いに感謝しかない。

実務修習に入り、私の弁護修習担当は淵上玲子会員だった。指導協力は加藤俊子会員、佐々木一郎会員、谷真人会員、司法修習委員は太田治夫会員だった。私自身が妊婦であることを忘れ、充実した修習だった記憶しかないのは、ひとえに先生方が気遣ってくださったからに違いない。出産は刑裁修習のときだった。廊下で産むなよーと冗談を言われるくらい直前まで登庁させてもらい、出産後に模擬裁判を機に戻ってからも、事務官の休憩室で冷凍庫をお借りしたり（何故必要かは経験者のみぞ知る）、温かく見守っていただいた。その後の民裁修習は、部長・副部長ともに女性でお子さんがいらっしまったが、I部長は厳しいことで有名な方だった。しかし、あるとき「子どもが熱を出すと休まなくちゃいけないでしょ。でも、一緒に空をぼーっとみながら、雲がきれいだねーっていう時間もいいものよ」とニコッと言ってくれた。きっと私が煮詰まっていたのだろう。焦ることはない。全部が大切な役割であり、大変なことも幸せなことなのだ。

今、長女は25歳で彼女の道を行く。修習時代は母親兼業弁護士の私の原点である。

私が『弁護士として』取り組むべき 社会問題・人権課題

会員 沼田 英久



1 はじめに

私が弁護士として仕事を始めて、早くも1年が経とうとしている（この原稿が掲載されるのがちょうど1年という具合である）。

これまでの約1年を振り返って感じたこと、考えたことを書いてみたいと思う。

2 弁護士になって抱く 「漠然とした不安」

私が入所した事務所は、労働者側の労働事件を多く扱う事務所である。私自身、労働者側の労働事件に取り組み、少しでも働く人たちの力になって、楽しく働けるような社会にしたいと思い、今の事務所を志望した。この気持ちは未だに変わっていないし、これからも変わらないと思う。

しかし、仕事を始めて、同じ事務所の他の弁護士たちと一緒に仕事をして最近考えるのは、「果たしてそれだけでよいのだろうか？」という漠然とした不安である。

というのも、事務所の他の弁護士たちは事務所に来た多くの労働事件を処理しながら、それ以外の社会問題、人権課題に相当な熱意とエネルギーをもって取り組んでいるからである。そのような取り組みをしている弁護士たちの姿を近くで見ながら、それと比べて一つ一つの個別の事件の処理ですらおぼつかない自分自身に漠然とした不安を抱いているのである。

勿論、弁護士になってたった1年程度の人間が、どんな事件でもうまく捌けるということはなく、時には失敗しながら少しずつうまく事件を捌く方法を習得してはいくものだと司法修習などの機会に聞いた記憶

がある。しかし、数年後、ある程度事件の処理がうまくなってきたとして、果たして諸先輩方のような熱意とエネルギーをもって様々な社会問題・人権課題に取り組むことができるのだろうか、そのような能力が自分にはあるのだろうか？1年間という短い期間では、これから数年、数十年先のことはまだ見当もつかないのである。

3 これからの抱負

このようなことを大っぴらに言ってしまうと、「そんな弱気でどうする！もっと強いパッションを持て！」とお叱りを受けるかもしれない。

私が漠然とした不安を抱いていることは上述のとおりであるが、とはいっても、まだ弁護士になって1年ほどしか経っていないので、まだそこまで深刻に悩むようなことでもないのかもしれない。それこそ、弁護士としての人生は30年、40年とまだまだ続くものなので、その中で、「これこそは自分の人生をかけて取り組まなければならない！」と思えるような社会問題・人権課題を発見できればよいのではないか、と思うのである（もちろん、それが自分にとっては「労働問題」なのかもしれないが）。

これから先、弁護士としてのスキルを磨きつつ、自分が人生をかけて取り組まなければならないと思える社会問題・人権課題に早く出会えるように、常に社会の動きや出来事にアンテナを張り巡らせておくことが新人弁護士である今の私にできるベストなことなのではないか。業務に忙殺されてしまうだけの日々を送るのではなく、弁護士として社会問題・人権課題により積極的に取り組めるようになりたいと私は思う。

『コロンバス』

2017年／アメリカ／コゴナダ監督作品

「空白」が雄弁に物語る人間ドラマ

会員 波床 有希子 (70期)

『コロンバス』
DVD：¥4,180 (税込)
©2016 BY JIN AND CASEY
LLC ALL RIGHTS RESERVED
ブロードウェイより発売中



コロンバスは、アメリカ合衆国インディアナ州にある人口4万人弱の小さな町であるが、モダニズム建築物が数多くあることで知られている。韓国系アメリカ人の中年男性ジンは、建築学者である父との確執から逃げるように韓国へと移住し、翻訳家として職を得ていたが、父が講演を行う予定だった旅先のコロンバスで倒れたとの一報を受け、アメリカに帰国することを余儀なくされる。そこで、この町で育ち、家庭の事情から大学進学を夢を半ば諦めて、図書館で臨時職員として勤務するケイシーと出会う。ジンとケイシーは、コロンバスに点在するモダニズム建築を訪ね歩きながら、心を通わせていく。

ケイシーは、モダニズム建築に造詣が深く、まるで観光ガイドのように、ひとつひとつの建物の由来を説明することができる。しかし、ジンは、ケイシーの説明を遮り、なぜケイシーがその建物に感動したのかを尋ねる。ケイシーは、ジンの問いかけにしばらく沈黙した後、何かを答える。この場面は、ジンとケイシーの交流の始まりを告げ、物語上重要な意味をもつのだが、観客には、ケイシーの答えは開示されない。

この映画では、「空白」が雄弁に物語る。登場人物の台詞は抑制され、背景となるモダニズム建築物の作り出す空間にも、白地のキャンパスのイメージが重なる。ジンの父に対する屈折した思いや、ケイシーが夢と母への義務感との狭間で葛藤する苦しみも、多くは語られない。また、ケイシーは、いまだきの若者であるにもかかわらず、電話は通話のみと言って憚らず、スマートフォンすら持たない。それぞれが翻訳家、図書館職員

という言葉による表現を生業にする職業に就いているのとは対照的に、語られない物語、言葉には表されない思いが、華美な装飾を排斥した建築物の町を背景にゆっくりと紡がれていく。

いま私たちが生きる社会には、言葉や情報が満ち溢れており、ワンクリックで瞬時に世界中の人と繋がれる高度な通信技術もあるにもかかわらず、人々は癒されざる孤独感を抱いている。

一方、ジンとケイシーは、SNSで四六時中繋がる代わりに、短い時間を共有し、より本質的なものを見つめながら、長年の友人のような関係を構築していく。現代社会の流れに逆行するかのような静謐なひととき。

人が人を思う時、それを言葉にすると薄っぺらで、嘘も入り混じるように感じることもある。この映画の監督コゴナダ氏は、小津安二郎氏の映画に多大な影響を受けたとのことであるが、たとえば小津映画の代表作『晩春』（1949年）のラストシーン、娘を嫁がせた父親が、帰宅後リンゴの皮を剥きながら、ひとりうなだれる場面からは、父親の思いが痛いほど伝わってくる。一人娘の幸せを願いながらも寂寥感に苛まれているのだと表現することもできるが、この父親の胸に去来する思いは、そんなありきたりな言葉よりも、もっと複雑なものだったのではないだろうか。

映画『コロンバス』は、ただ淡々と、ジンとケイシーの束の間の邂逅を切り取って観客に披露するだけである。それでもなお、観る者に深い余韻を残すのは、私たちが日常的に感じながらも心の隅に追いやっている渴望感に、そっと手を伸ばして触れてくるからのように思える。



アメフトと弁護士業務

会員 宮澤 真志 (69期)

私は大学時代、アメフト部に所属していた。アメフトは、私が大学時代の全てをかけた、まさに私の青春である。

本稿では、日大タックル問題以降、危険性ばかりを強調されがちであるアメフトについて、その魅力と共に弁護士業務との共通点を解説することで、イメージ向上を図りたいと思う。

そもそもアメフトとは、11人の選手を擁する2つのチームが、ラグビーのような楕円球を用いて、得点を競い合うスポーツである。野球のように、オフェンスとディフェンスが明確に分かれており、主たる得点方法は、ボールを前に進めてゴールラインを超えること等である。アメリカでは最も人気のあるスポーツであり、日本でも、カレッジスポーツとしては意外と人気がある。

私が思うアメフトの最大の魅力は、究極のチームスポーツとしての特性にある。

オフェンスでは、ボールを投げる又は渡す役割の選手(QB)や、投げたボールを捕る選手(WR)、渡されたボールを持って走る選手(RB)のほか、RBの走るルートをかじ開けるあるいはQBを守る選手(OL)がいる。各選手の役割はルール上あるいは作戦上予め決められており、各選手が所定の役割を果たすことで、ボールを前に進めることができる。彼らはいわば、「アクション型」の選手である。

他方、ディフェンスは、OLと対峙するDL、WRと対峙するDB、DLとDBの間で多様な役割を担うLBにより構成される。ディフェンスの場合、オフェンスの陣形などにより、適宜作戦を変えながら、各選手の役割を調整していく必要がある。彼らはいわば、「リアクション型」の選手である。

このように、アメフトでは、オフェンスとディフェンスで大きく動き方が異なるうえ、各選手に与えられる役割も多種多様である。そのため、同じスポーツを行っているにもかかわらず、選手同士の体格や能力に統一性が無い。背が高い者、俊敏な者、力が強い者、相手の行動予測に優れる者など、千差万別である。

各選手が自らの個性を発揮し、仲間の能力不足を補い、ときには与えられた役割以上の結果を出すことで、チームを勝利へと導く。それが、アメフトが究極のチーム

スポーツたる所以である。

このようなアメフトの特性は、弁護士が日々業務を行ううえで、事務員のほか他士業など、弁護士以外の役割を持つ者と協同して業務を進めていくことと通ずるものがある。

そんな究極のチームスポーツであるアメフトだが、最終的なチームの強さを決めるのは、やはり個の力が大きい。個の力といっても、持って生まれた体格やスキルの問題では無い。精神力や基礎力の問題である。

特に一对一の勝負では、精神力や基礎力の差により結果が決まる。

私が担当していたDBというポジションは、WRの捕球を妨害するほか、走ってくるRBやWRにタックルする役割を担う。私のところまで来るRBやWRは、スピードがついた状態であり、かつ広い空間での勝負となるものがほとんどである。万が一にでも、こちらが足を止めてしまえば、相手にどんどん逃げられてしまう。タックルしたと思っても、足を止めてしまえば、相手に振り切られてしまう。

相手を仕留めるためには、「足を掻き続ける」しかないのである。

弁護士業においても、同じことが言える。契約に基づく報酬請求の訴訟であっても、その契約書が契約の実態を適切に反映しているかどうかは分からない。尋問まで行って初めて争点に対する判断ができることもある。判決という結果が出るまで、どうなるか分からないのである。

どうやら、私はこれからも、起案と格闘しながら、足を掻き続けていくしか無いようである。



画面右下が相手のボールをインターセプトする筆者